

**「品川区障害者計画及び第 7 期品川区障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画
(素案)」に対するパブリックコメントの実施結果
～ご意見と区の考え方～**

実施期間：令和 5 年 1 2 月 1 1 日（月）～令和 6 年 1 月 1 0 日（水）

提出人数：23 人

意見数：279 件

No.	部	章	ご意見（要旨）	区の考え方
1	1	1	p8 の二つめの○の「品川区障害福祉計画等策定委員会」にカッコとじがない。不備であれば加えていただきたい。	P7 のとおり修正いたしました。
2	1	1	この計画において、この計画の目的・意義、計画の先に目指す社会を示すことは非常に重要であると思います。福祉事業にとって、大きな弱点となるのは、福祉事業それだけでは、生産性が高くないということが挙げられます。資本主義経済の社会にあって、福祉事業、障がい者福祉事業に焦点を当て、この需給関係を考えると、受益者は、常に、受益のみであって、事業の中での生産側には立ちません。この点で、福祉事業は常に赤字経営となり、事業として成り立たせることは困難な事業だと思います。そこで、採算性の合わない事業なら撤退すればいいではないかという考え方もあるかと思います。 ところが、福祉事業は、それ自体が受益者の生存そのものに関わる、基本的人権を基礎とする民主主義社会にとっては、経済合理性の適用できない事業なのです。この事業を放棄することは、民主主義を放棄することに等しいと言えます。 この点で、日本国憲法では、第 25 条において生存権を定めており、福祉事業は、これに立脚する重要な事業です。これは、生まれながらに「誰しも生きる価値を持ち、かけがえのない存在として尊重され、社会に共に生きる」ことが前提となっているということです。まさしく、この計画の目的とすることは、このことを確立することなのだと思います。 今回のこの計画の理念は、「共感と共生の社会」とし、基本方針が、「安心した	ご指摘のとおり、憲法第 2 5 条では、国に生活保障の義務があることを明らかにしており、現行の社会保障制度もこの規定に立脚しています。 これらは自明であるため、計画には掲載しておりませんが、これらを前提として障害福祉の充実に努めてまいります。

			暮らし」「自分らしく生きる」「共に支えあって暮らす」という方針が示されています。これらの、理念・方針は、この目的に沿ったものだと思います。ぜひ、この計画の中に、「誰しも生きる価値を持ち、かけがえのない存在として尊重され、社会に共に生きる」という目的を高く掲げ、何物にも侵されない「生きる権利」を宣言してほしいと思います。いまだ未掲載の「はじめに」に期待します。	
3	1	1	・現「障害者計画」はこれまで見直しやPDCA等をやっていない。計画の策定委員会でも、者計画の振り返りや、各施策がどの程度進捗したかなどは、ほとんど取り上げられなかった。「策定したら終了」的な扱いになっているが、それでいいのか。 ・今後は、障害福祉計画推進委員会で障害者計画も見えていくのか。	障害者計画は基本理念や基本方針などの障害者施策に係る基本的な事項を定めるものであり、障害福祉計画や障害児福祉計画のように各年度の成果目標やサービス見込量は定められておりません。従って、障害者計画の進捗状況の検証および分析・評価を行う時期は、次期の障害福祉計画・障害児福祉計画の策定期間が妥当と考えています。
4	1	1	p7の図表1-4では「長期基本計画」「障害者計画」「障害福祉計画」「障害児福祉計画」の4計画しか示されていない。今期の計画の図表1-2のように「地域福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」「子ども・若者計画」「介護保険事業計画」も併せて記載していただきたい。	図表1-3「計画の位置づけ」では「地域福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」「子ども・若者計画」「介護保険事業計画」を記載しましたが、図表1-4「計画の期間」では視覚的に分かりにくくなるため、本素案では除外させていただきました。
5	1	2	初めて書かせていただきます。品川区福祉計画の素晴らしい取り組みをされて感謝しています。2つ書かせていただきます。医療ケアのところに導尿、洗腸が記載されてなく医療ケア児の人数も実際と違うと思います。(おそらく導尿が含まれてない)神経因性膀胱は生涯カテーテルがないと尿が出せない感染リスクもある医療ケアです。洗腸も便が出せない為必要なケアです。2つ目、我が家の例で失礼しますが子が医療ケアが必要ですが所得制限で見事に色々な支援が受けられず、健常児の子育て支援は所得制限撤廃になる昨今、障害者は健常児より時間もお金もかかります。精神面の負担も。ぜひスムーズに支援が受けれるよう改革お願いいたします。	①医療的ケア児の人数については、区がサービス利用状況等から把握できている人数だけを記載しています。医療的ケア児の正確な把握に努めておりますが、医療的ケアの範囲が法律で明確でないことや個人情報保護の観点から医療機関からの情報取得が困難なことからすべての医療的ケア児の把握が出来ておりません。 ②アンケート調査結果では医療的ケア児の保護者の相談先は医療機関が最も多くなっています。医療的ケア児の子育て支援を充実できるよう相談体制等の充実を図ります。今後、医療的ケア児等コーディネーターが保健・医療・福祉等の各分野との連携を図り、協力する体制づくりを進め、支援の充実を図っていきます。
6	1	2	p10～の第1部第2章「1 障害児者の現状と課題」に発達障害者の状況がない。実態調査では児者合わせて数百人もの方が「発達障害」にチェックを入れているにもかかわらず、なぜ発達障害者の現状を示さなかったのか。	ご意見として承ります。

7	1	2	発達障害者の状況等については、実態調査の障害種別で発達障害にチェックを入れた人の結果だけ抽出することにより可能になる。発達障害者の状況もきちんと示さないと、障害ならではの実態がわからないのでは？ 児者合わせて数百人の方が「発達障害」にチェックを入れている。今からでも抽出してグラフ化し、掲載することは可能はず。	ご意見として承ります。
8	1	2	p26に「品川区精神保健福祉地域連絡会」「品川区難病対策地域協議会」の記載がある。①庁内に発達障害児者の支援連絡会は（協議会）は存在するのか、しないのか。②存在するなら本表にも記載すべきでは。③発達障害はこの保健センターの管轄なのか。	①、②必要に応じて、関係所管と連携しております。 ③各保健センターで担当しております。
9	1	2	p21の「医療的ケア児については、医療的ケアの必要な児童（18歳未満）のみの現状。①医療的ケア者の現状も加えるべきでは。②大人の医療的ケアの必要な方の人数把握はできているのか。	高齢者では医療的ケアを受けている方も多く、正確な人数を把握することは困難です。
10	1	2	p21では医療的ケア児数について30人とあるが、児童対象の実態調査（問10）では医療的ケアが必要との回答が54人となっている。その差は何か。	計画の30人は在宅レスパイト事業者や障害児通所支援を利用している人数で、区が状況を把握している人数となります。医療的ケア児はこれら事業やサービスを利用していない場合もあるため、人数差が生じたと考えられます。
11	1	2	p46では、医ケア児関係の困りごとが多い結果となっている。これに対して具体的にどう対処していく考えか。	医療的ケア児コーディネーターの育成配置、関係機関との情報共有、利用者への相談先の周知などに努めてまいります。
12	1	2	p29の「避難行動要支援者への個別避難計画」について。「令和3年度44件、令和4年度403件」作成とある。①具体的にどのような障害の方が作成対象なのか。②現状で何割作成済なのか。	①品川区地域防災計画に定められた避難行動要支援者が対象となっており、障害のある方は、「身体障害者手帳所持者のうち1～3級に該当する者」「愛の手帳所持者のうち1～2度に該当する者」「精神障害者保健福祉手帳所持者のうち1～2級に該当する者で避難誘導に支援が必要と区が判断する者」となっております。 ②令和3年度44件、令和4年度403件に加えて、令和5年度直近で80件作成済みです。
13	1	2	p29の在宅人工呼吸器使用者への自家発電装置給付について。 ①これまで何件支給したのか。②対象者はどのようにして把握しているのか。③告知はどのようにしているのか。	①令和5年12月現在6件給付決定しています。 ②③災害時個別支援計画作成者を対象としているため同計画作成時に案内しております。
14	1	2	p29に「品川区・区内三消防署合同水防訓練・避難施設開設訓練に聴覚障害のある人と視覚障害のある人が参加し	聴覚障害のある人と視覚障害のある人が参加する訓練として実施しました。

			ました」とある。知的や身体、精神の方々に対しては、区からどのような声掛けを行ったのか。	
15	1	2	p32の「権利擁護体制の構築」について。品川には福祉オンブズマンがない。大田区では毎年件数のみならず具体的な対応事例までホームページで公開している。本来なら計画で実施すべき内容。品川区ではなぜ福祉オンブズマンを実施しないのか。それについての見解は。	ご意見として承ります。
16	1	2	p32の「しながわ見守りホットライン」に寄せられた虐待情報は、通報件数等が不明でブラックボックス状態。 ①相談・通報内容を「品川区障害者差別解消支援地域協議会」で共有しないのはなぜか。 ②新宿区の素案には通報件数が掲載されているが、品川区は「迅速に対応しました」のみの記載。何件の通報があり、それぞれどのように対処したのか具体的に示す必要があると思うが、それについての見解は。	①虐待案件は、品川区虐待防止ネットワーク推進協議会の所掌となります。 ②個別案件の記載は計画外となります。
17	1	2	p33の「障害者差別解消推進本部」は、庁内のどこの課にあるのか。	事務局は障害者施策推進課、人事課、人権啓発課がしています。
18	1	2	p32に今年度「超短時間就労促進事業を開始した」との記載があるが、区ホームページを調べても出てこない。①どの法人がどのようにして行っているのか。②どのように告知しているのか。③現時点で利用者は何人登録しているのか。④実際に提供できていないのであれば「開始見込み」と記載すべきではないかと思うが、それについての見解は。	令和5年度は、区内における就労環境の分析を行うとともに、地域自立支援協議会の就労支援部会と連携して、モデル実施した事例についてシンポジウムで報告しました。令和6年度は、働きたい方と企業等とのマッチングに向けて取り組みを進めてまいります。
19	1	2	p39の「相談時の困りごと」で児者ともに「どこに問い合わせたらよいかわからない」が最も多いのは深刻。これにどう対処していく考えか。	区ホームページ等により、相談場所の周知に努めます。
20	1	2	p44の「サービス利用の際の困りごと」でも児者ともに「サービスに関する情報が少ない」が前回同様トップ。従来と変わらないやり方では周知に限度がある。今後どのようにサービス情報等の周知をしていくのか、具体的に。	区ホームページや「障害者福祉のしおり」等により、各種情報の分かりやすい周知に努めます。
21	1	2	アンケート調査結果について。今回からウェブ回答も取り入れたのに回答率が低い。①理由は何であると分析したか。②今後どう改善する考えか。	今回調査から回答率を高めるため、ウェブ回答を導入しましたが、残念ながら回答率は向上しませんでした。「設問が多い」「時間がかかる」とのご意見もあり、設問数と回答率はトレードオフの関係にあります。従って、回答率を大幅に上昇させるには設問数を抑える必要があると

				考えています。
22	1	2	実態調査のアンケートは、特に事業所の回答率が低い。①電話によるリマインドなどを実施したのか。②今後どう改善する考えか。	アンケート調査への回答は、事業者の任意であり、電話でのリマインドは行っておりません。次回調査までに検討いたします。
23	1	2	p25 の中期のふたつめの○に「令和元（2019）年度、相談支援事業所の整備を促進するため、補助制度を創設し、民間事業所の誘致を図りました」とあるが、この補助事業は1年間のみだったのか。	令和5年度現在も継続実施しております。
24	1	2	p25 の中期のふたつめの○に「令和元（2019）年度、相談支援事業所の整備を促進するため、補助制度を創設し、民間事業所の誘致を図りました」とある。これにより民間事業所が何件増えたかの記載が必要では。それに対する区の見解は。	民間事業所の誘致件数を追加しました。
25	1	2	p25 の最終行に品川福祉カレッジにおける相談支援専門員の研修回数が掲載されている。①令和5年度は0回なのか。②実施されたのであれば現状の開催回数か、見込み回数を記載する必要があると思うが、区の見解は。	令和5年度の実施回数（見込み）を追加しました。
26	1	2	p10 の1段落目の「増減しており」は「推移しており」とすべきと思うが。	P9 のとおり修正いたしました。
27	1	2	p10 の2段落目の「65歳以上の高齢人口は増加を続けており、令和3（2021）年度には8万2,057人と最も多くなっていますが、令和4（2022）年度からはゆるやかに減少傾向にあります」は、結局増加なのか減少なのかがわかりにくい。「65歳以上の高齢人口は令和3（2021）年度の8万2,057人をピークに増加を続けていましたが、令和4（2022）年度からはゆるやかに減少傾向にあります」としてはどうか。	P9 のとおり修正いたしました。
28	1	2	p11 の図表 2-2 の※印の表内注で「精神障害車」となっているが「精神障害者」の間違いではないか。訂正していただきたい。	精神障害者に修正しました。
29	1	2	p21 の図表 2-16 と図表 2-17 の※印の注で「障害児支援等の利用者」とあるが、「障害児支援サービス等の利用者」のことか。p22 には「障害児支援サービス」とある。同じものをさしているなら表記は統一してほしい。	「障害児支援サービス」に表記を統一しました。
30	1	2	p23 の図表 2-22 の※印の注で「精神障害の利用見込」とあるが、「精神障害者の利用見込」ではないか。間違いなら訂正していただきたい。	「精神障害者の利用見込」に修正しました。

31	1	2	p24 のタイトルの「②児童福祉法に基づく主な障害児支援」だが、p22 の「①障害福祉サービス」の表記に合わせて「②児童福祉法に基づく主な障害児支援サービス」とすべきではないか。表記はそろえていただきたい。	「障害児支援サービス」に表記を統一しました。
32	1	2	p25 の中期のひとつめの○に「開設しました」とあるが、「開設しました」の間違いではないか。修正していただきたい。	「開設しました」に修正しました。
33	1	2	p27 の後期のふたつめの○に「区立出石つばさの家の実施設計が完了し、解体工事に着手しました」とあるが、知らない人がこれを読めば「設計して解体したのか」と怪訝に思うはず。「既存建物の解体工事に着手しました」としていただきたい。	P26 のとおり修正いたしました。
34	1	2	p28 の前期のよつつめの○に「発達支援ガイドブック」とあるが、正しくは「子ども発達支援ガイドブック」。さらに言えば「品川区子ども発達支援ガイドブック」。略さずに書いていただきたい。	P27 のとおり修正いたしました。
35	1	2	p28 の中期のみつつめの○に「利用者負担額の無償化しました」とあるが、正しくは「利用者負担額を無償化しました」ではないか。訂正していただきたい。	P27 のとおり修正いたしました。
36	1	2	p30「施策の柱 5」の中期・後期のふたつめの○の移動支援従事者養成研修について。①これは委託なのか。②委託であればどこの法人に委託しているのか。③年に何回実施したのか。④正しくは「移動支援従事者養成研修」ではないか。	①②移動支援従業者研修は、指定管理業務として社会福祉法人品川総合福祉センターが運営しています。 ③品川区立心身障害者福祉会館において、社会福祉法人品川総合福祉センターにより年 1 回実施しております。令和 6 年度から年 2 回実施の予定です。④移動支援従業者養成研修に修正しました。
37	1	2	p37-38 の【在宅障害者調査】のグラフで、「n=1, 713」とあるが、628 の間違いではないか。実態調査報告書の詳細版の p28 では同じ棒グラフで n=628 になっており、報告書が正しいはず。修正していただきたい。	P35-36 のとおり修正いたしました。
38	1	2	p37 の最終行の「～との回答はありませんでした」は、「～の回答はありませんでした」ではないか。	P36 のとおり修正いたしました。
39	1	2	p40 の本文上から 2 行目の「週 3 回以上』は『週 3 回以上』の誤りではないか。一重カッコを二重カッコに直していただきたい。	P39 のとおり修正いたしました。
40	1	2	p47 で「令和元（2019）年度調査と比較すると、在宅障害者では、「避難所で必要な支援が受けられるか不安」以外	P46 のとおり、本文に「避難所で他の人と一緒に過ごすのが難しい」を追加しました。

			の困りごとの項目はいずれも回答比率が下がっており」とあるが、「避難所で他の人と一緒に過ごすのが難しい」も前回調査より回答比率が上がっている。本文と棒グラフのどちらが正しいのか。確認して修正していただきたい。	
41	1	2	データでは精神障害者手帳取得者が倍増しているとのことですが、区としては具体的にどのような対応を考えていらっしゃるのでしょうか。 第3部第1章2(P.79)で精神病院からの退院後の地域包括ケアシステムの構築については記載されていますが、精神障害者手帳取得者全員が入院しているわけではないと思います。 これだけ精神障害者手帳取得者が急増している中で、医療から福祉への連携はうまく行っているのでしょうか。	精神疾患のある方への対応については、手帳の取得の有無に関わらず、医療・保健・福祉についての連携を強化し支援していきます。在宅の精神障害のある方についての支援は、日常的に個別支援の中で、医療・保健・福祉が連携して行っています。
42	1	2	p36 から掲載されているアンケート調査結果について。各表の下の説明文には、「〇〇が最も多い」など、表を見ればわかることしか書かれていない。見ればわかることに留まらず、分析を載せていただきたい。これは詳細版についても同じ。今後は他区の優れた実態調査結果を参考にしていきたい。	ご意見として承ります。
43	1	2	p53 の実態調査結果では、将来「地域で一人暮らしをしたい」という障害児の回答割合が、前回調査の2倍近くに増えている。それに対応するためには、行動援護と重度訪問介護の安定提供が必要になるのではないかとと思われるが、区の考え方は。	ご指摘のとおり、行動援護や重度訪問介護も地域生活に欠かせないサービスのため人材確保・人材育成に努めてまいります。
44	1	2	p36 からの実態調査の結果には、サービスの利用意向をたずねる設問が掲載されていない。①このあとの見込量算定に必須なので、加えるべきではないか。②今期の計画には記載されているのに、なぜ次期計画素案にはあえて載せなかったのか。区の見解は。	障害福祉計画等の基礎調査結果は273ページに及ぶため、紙面の都合上で抜粋して掲載しており、サービス利用意向の部分を意図的に外したわけではありません。なお、基礎調査結果は区ホームページに全文掲載しております。
45	1	2	p36 からの実態調査の結果に、サービスの利用意向をたずねる設問とその結果を掲載しないのは、今後3年間の見込量を押さえる都合上隠したかったのではないかと勘繰ってしまう。意図的でないなら、サービスの利用意向をたずねる設問と回答を、今期の計画と同様に次期計画に掲載していただきたい。区の見解は。	障害福祉計画等の基礎調査結果は273ページに及ぶため、紙面の都合上で抜粋して掲載しており、サービス利用意向の部分を意図的に外したわけではありません。なお、基礎調査結果は区ホームページに全文掲載しております。

46	1	2	アンケートにおいても「どこに問い合わせたらよいかわからない」「身近な場に相談するところがない」「サービスに関する情報がない」等の意見が多く見られた。 発達障害の早期発見早期支援ということが言われてはいるが、早期に発見はされても保護者の相談先が少ない・周知されていないのが現状である。発達障害の児を持つ保護者は相変わらず「相談難民」という状態が変わっていない。発達障害は年齢やライフステージによって困りごとが変わってくるので、「ここで相談が終了」ということがない。 保護者相談のこれまで以上の充実を区はどのように実現していく計画なのか？ またその相談をになう相談員の確保・育成を受託法人任せにするのではなく、区が主体的に確保・育成すべきと考えるが、区の見解はいかがか？	計画の各項目に、人材育成についての成果目標等を盛り込んでおります。
47	1	2	p50 下のグラフは【障害児調査】ではなく【施設入所者】ではないか。確認していただきたい。	施設入所者に修正しました。
48	1	2	生活介護の利用者数が減少している理由を明示してください。	生活介護利用者数は令和3年度 490 人、令和4年度 502 人、令和5年度 494 人とほぼ横ばいで推移しています。この理由はコロナ禍の影響により、通所系サービスの利用が低調であったことが原因と考えられます。今後、障害者の高齢化・重度化により生活介護利用者は、P93 のサービス見込量のとおり増加を見込んでいます。
49	1	2	共同生活援助ですが、この期間に、令和3年度の4か所は精神対象、令和4年度は1か所（定員5人）の男性知的対象の施設以外、精神対象（一部発達障害 OK）のグループホームが定員50人分開設されました。ところが、精神障害者の利用者数は増えていません。空いているということなのか、その理由を説明してください。	区立以外の共同生活援助の利用は他自治体の方も利用できるため、グループホームの定員増＝区内利用者の増加となるわけではありません。なお、共同生活援助を利用する多くの精神障害者は、就労しているため、就労先に近い地域を選択される傾向があります。
50	1	2	令和3年度に4か所、令和4年度に3か所にグループホーム新規開設と記載されていますが、対象の障害種別、性別を記載してください。令和3年度の4か所は精神対象、令和4年度は1か所（定員5人）の男性の知的対象の施設以外、精神対象（一部発達障害 OK）のグループホームで、現在まで、女性の知的障害者を対象とするグループホ	・P25 では、地域生活支援体制の整備に関する主な経緯を記載しております。障害者グループホームにおける障害種別や性別などの個別情報については、各事業者の運営によるところであり、アパートタイプのグループホームについては男女比を事前に決めていないグループホームもございます。 ・また、令和6年4月に開設する障害者

			ームは1か所も新設されていません。ジェンダー平等ではないと思います。ちなみに、西大井つばさの家は男女とも募集はしましたが、同一ユニットのため、男性のみしか入居できない（事業者の説明）ということで、女性入居者はゼロ、デイズ大井町も男性のみということで断られました。また、精神障害対象のGHは、介護が必要な知的障害者は受け入れ不可だと言われました。	グループホーム「出石つばさの家」では、知的障害の女性専用ユニットも設けるほか、今後開設する障害者グループホームの運営事業者に対し、障害種別や性別への配慮を求めています。
51	1	2	避難行動要支援者に個別避難計画を作成したとのことですが、そのような計画は提示されていません。対象者に説明会を開催したのでしょうか。	サービスを利用されている方は、担当の相談支援専門員から、サービスを利用されていない方は直接区から、個別にご案内しております。
52	1	2	チャレンジ塾ですが、どこかで広報をしているのでしょうか。実施していることを知りませんでした。できれば、広報紙やパンフレットなどで知らせてください。平日の昼間に実施ですが、通所している場合、休暇を取らなければなりません。どのような人を対象にしているのか、教えてください。	令和4年度から開設しました「チャレンジ塾」ですが、知的障害の方を対象に重度の方の受講も可能としております。令和5年度は、6月1日から開催しましたので、区の広報（5月1日号）で周知し、ちらしを文化センターや地域センターに配布しました。
53	1	2	このアンケートですが、経費が掛かっている割に、質問が恣意的です（最初から質問が決まっているなど）。本当に必要なニーズは、このようなアンケートでは難しく、当事者だけでなく、介護者も含め意見交換の場が必要かと思います。団体ヒアリングは、職員も同席しないと、コンサルだけでは、何を聞いても回答できないので、ただの記録係になっています。次回からは、やり方を変えてください。	アンケート調査の設問については、他自治体のアンケート調査も参考に、生活全般について多様な設問を心がけるとともに設問以外のご意見・ご要望もいただけるように自由記述欄を設けました。障害者団体ヒアリングでの職員同席については、今後、検討いたします。
54	2	2	「障害のある人が希望する生活や生き方を自ら選択」と書いていますが、選択肢がありません。例えば、障害者通所施設、希望するところに、10年間移ることができません。グループホームにも、10年間待機状態です。品川区は施設整備が進んでいないので、卒後の方の選択肢はますます狭くなり、あきらめて、転居する方もいると聞いています。「誰も取りこぼさない」は、言葉だけで、重度や医療ケアの必要な障害者は取りこぼされてばかりです。もっと計画的に施設の改築、整備を進めてください。また、プログラム内容も生産活動と記載しながら、一度も実施されていません。	利用者ニーズすべてを十分満たすことができていないサービスがあることは認識しております。P57の基本方針に沿って、今後も障害福祉サービスの充実に努めてまいります。
55	2	3	以前は1歳半健診等で発達の指摘をされた後は保健センターから児童発達支	現在は利用可能です。また、障害児通所支援事業所につきましては、お子様に合

			援センターを紹介されても療育先が見つかりと児童発達支援センターの利用が不可となっていました。その仕組みは変わるのでしょうか。親は病院・療育先・相談支援事業者・保育所等訪問支援事業者・保育園等全て自ら探さなければなりません。子どもの障害に対する知識不足や不安も大きい中で奔走するのは非常に大変なことであるため、保健センターが主体となり医療や福祉と連携していく仕組みを構築していくことを希望します。	う事業所かの確認を含め、見学されることをお勧めしていますので、基本的には申請前に通所される事業所をお決めいただいております。事業所情報についてはホームページにも掲載しておりますが、障害者支援課でもご案内はしております。
56	2	3	児童発達支援や保育所等訪問支援サービスの支給日数について、障害福祉課の窓口で日数を増やしてほしいをお願いをすると「効果的な成長等が認められる見込みがないと支給数を増やせない」や「税金なんですよ」等と配慮のない発言をする担当者がいらっしゃいます。 また、障害福祉課に「異動してきたばかりだから質問されても応えられるかわからない」、という担当者もいらっしゃいます。 障害福祉課を利用する区民は保育園等のように一時的な利用者ではないケースが多いと思います。そのため利用者やその家族の立場に立って事務的な回答だけではなく、福祉サービスを必要とする利用者や家族に寄り添える適正な人員配置と利用者をサポートできる計画的な人事異動を希望します。	職員がそのような発言をしたのであれば、大変申し訳ございません。区民に寄り添った対応を心がけるよう徹底してまいります。
57	2	3	具体的にどのようなものを目指しているのでしょうか。（地域学校との交流など？） 特別支援学校の生徒数は増える一方ですが、区立の特別支援学級数はほとんど増設されずされたとしても遠方等で通うことが現実的ではないケースが多いです。 いきなりインクルーシブとするのではなく、まずは区内小学校全校へ特別支援学級を設置することで就学時に障害児が就学先を選択できる環境整備を求めます。	同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、連続性のある「多様な学びの場」を用意してまいります。また、交流及び共同学習では、特別支援学級と通常学級との交流や特別支援学校と地域の学校との交流など実施しています。 新たな特別支援学級の設置については、就学人口の推移や学校の施設状況を鑑みながら今後も検討してまいります。
58	2	3	すまいるスクールなどにおいてもインクルージョンの推進に取り組む、とありますが、特別支援学校の生徒に対する受け入れ体制は整っているのでしょうか。 以前は特別対応はしない、受け入れられないというケースも多々あったと思	すまいるスクールの利用においては、特別支援学校に在籍する児童の受け入れも行っております。 利用希望に対しては、合理的配慮の提供の観点や各すまいるスクールの利用児童の人数や状況をふまえて加配を含め対応について判断しております。

			いますが、その点については改善されているのでしょうか。 加配の配置等も想定されているのでしょうか。	
59	2	3	p59～62 では各「施策の方向性」が、3つの基本指針のどれに対応するのかわからない。p72 を見て初めてどの基本指針の下にあるのかが見て取れる流れ。p59～62 にも、各「施策の方向性」がどの基本指針に含まれるのかを記載していただきたい。p57 下に「3つの基本指針」それぞれの丸囲みタイトルがあるので、p59～62 の各「施策の方向性」の右側に該当のものをロゴ的に掲載してはどうか。	ご意見として承ります。
60	2	3		個別事例については回答いたしかねます。
61	2	3		個別事例については回答いたしかねます。
62	2	3	社会のあらゆる場面において、合理的配慮を求めていく必要があるとしていますが、小中学校での統合教育をどのように考えているのでしょうか。特に、普通学級を選択する場合の合理的配慮がありません。障害者権利条約については、P. 3 で、触れていますが、昨年だされた勧告について、特に教育（24条）についての51. 52の事項についてほとんどふれていません。これについてどう考えているのか説明してください。	同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意してまいります。 通常学級における支援としては、現在、安全確保や身辺介助のための介助員を配置しております。
63	2	3	「インクルーシブ広場ベル」は、どのようなサービスを提供し、どのような成果があったのか、全くわかりません。医療ケアのある子どもを地域から遠い場所に連れていくより、近い公共施設で、地域の方と交流できるのが一番ではないでしょうか。この広場を、何人が利用し、どのような交流ができたか説明してください。また、それまで、品川区内で実績のないフローレンスが選ばれましたが、なぜ、実績のないフローレンスが選ばれたのかも説明してください。フローレンスは障害者福祉の専門性はないと思いますが。医療的ケア児等コーディネーターはどの	「医療的ケア児等が遊びを楽しみながら多様な人と関わるができる場の提供」「医療的ケア児等の家族が困りごとを相談できる場の提供」を中心とした事業で、令和5年度の利用者数は1,177人（12月末現在）です。NP0 法人フローレンスにつきましては、令和2年度に公募を実施しプロポーザルにて選定されました。医療的ケア児等コーディネーターにつきましては2名が在籍しています。

			ような資格を持ち、フローレンスには何人いるのでしょうか。	
64	2	3	第4章と第3章の関係が不明です。第4章は、第3章の施策方向性から、重要な施策を選択したのでしょうか？なぜ、その施策が重要なのか、説明が不足しています。 うちの家族は、差別や偏見を受けたことはないのですが、どのような時にそう感じたのかは、把握できたのでしょうか。	第3章は施策の方向性として国の障害者基本計画で示していることを網羅的に言及しています。 第4章はアンケート調査結果を参考にして、P57に記載する基本理念を実現するため、特に重点的に取り組むべき施策として記載いたしました。 したがって、第3章と第4章は、直接的つながりはありません。
65	2	4	p65「(2) 重症心身障害・医療的ケアに対応した障害福祉サービス」の枠内は、18歳以上の在宅の方1,713人の結果であり、医療的ケアの必要な人のニーズを示していない。重度・医ケアの方の支援についての部分で、一般の障害者のニーズを例に出されても参考にならない。ここは「重症心身障害・医療的ケアに対応した障害福祉サービス」の部分なので、「重症心身障害・医療的ケア」の方の調査結果だけを抽出した数字を示す必要がある。18歳以上の在宅の方対象の実態調査の問12-1で、医療的ケアを受けている方は401名となっている。そこからの抽出と、重度の肢体不自由と知的障害の重複した方を抽出して、その方たちのニーズをこの枠内に記すべきでは。	ご意見として承ります。
66	2	4	p64の「医療的ケア児等支援関係機関連絡会」で意見が出ていたが、①在宅レスパイトの登校への利用は可能にならないのか。②委員からも指摘があったが、連絡会の委員に「医ケア児を育てている親」はいつ加わるのか。	①、②ともに検討中です。
67	2	4	18歳以上の在宅の方対象の実態調査（問22-1）で、「仕事をする上での困りごと」が3年前の前回調査に比べて各項目で増加していた。これについて今後どう改善していくか具体的に。	雇用関係に起因する困り事が多いため、ハローワーク等の関係機関と連携を図り対応していきます。
68	2	4	p66の「重点的に取り組むべき施策3」に記載のある「区ホームページやパンフレット等の更新による情報発信・情報提供」が「主な施策・取組」に見当たらない。なぜ加えないのか。	全ての施策・取組に共通することであるため、文中への記載としました。
69	2	4	p64の枠内の「児者」は単語としてわかりにくい。	「障害のある人、障害のある子ども」に修正しました。
70	2	4	p67の枠内の「利用したいサービスが利用できない」が前回調査25.4%で、今回調査が24.3%。1.1%しか減っていないのに「前回調査より改善している結果」と言えるのか。区の見解は。	「ゆるやかに改善している結果」に修正しました。

71	2	4	p68 の本文 1 行目の「親亡き後」について。最近では「親なき後」の表記のほうが一般的。本素案内では「親亡き後」の記載が複数あるが、p116 では「親なき後」の表記になっており両方が混在している。「親なき後」で統一していただきたい。	「親なき後」「親亡き後」のいずれも用いられていますが、厚生労働省が「親亡き後」という表現を用いているため、「親亡き後」に統一させていただきます。
72	2	4	p68 の本文下から 5 行目に「障害福祉サービス事業所連絡会の開催」とある。品川区では現状事業所連絡会がほとんど存在・機能していない。①どこが呼びかけて開催するのか。②どのサービスでの連絡会開催を想定しているのか。③いつまでに始めるのか。④すでに始まっているのであればどのサービスで、どのくらいの頻度で開催しているのか。それぞれ区の見解は。	事業所連絡会は、連絡事項等の情報共有のため、区と品川区立心身障害者福祉会館や品川区立障害児者総合支援施設が連携して実施しています。年に 2 回程度連絡事項の内容により、関係するサービス事業者に参加を呼びかけております。他、グループホーム連絡会や精神連絡会、就労支援にかかる連絡会等、サービス種別や障害種別等により、連絡会を実施しています。
73	2	4	p69 の「施設に入所している人 116 名を対象としたアンケート」とあるが、間違い。対象は 277 人で、有効回収数が 116 であった。施設入所者数を少なく示そうとしているようで作為的。単なるミスであるならば「施設に入所している人 227 人を対象としたアンケートの有効回収数は 116 であり、その内訳は本人が 24 人、施設職員など本人以外が 91 人、不明が 1 人でした」と直していただきたい。	P68 のとおり、アンケート調査結果の囲み 1 段落目を、「施設に入所している 227 人を対象としたアンケートの有効回収数は 116 人であり、その内訳は、本人が 24 人、施設職員など本人以外が 91 人、不明が 1 人でした。」に修正しました。
74	2	4	p70 の枠内の 3 段落目に「前回調査と比較すると、一般就労をしている人の割合が増加し、福祉的就労の割合は減少傾向にあります」とあるが、1 段落目には「福祉的就労をしている」が 2.6%増加しているように書かれてあり、矛盾が生じている。全体ではなく「就労している人だけを見ると、一般就労をしている人の割合が増加し、福祉的就労の割合は減少傾向にあります」ということか。わかりにくいので明確にしていきたい。	P69 のとおり、アンケート調査結果の囲み 3 段落目を、「前回調査と比較すると、一般就労をしている人、福祉的就労をしている人の割合は共に増加しています。」に修正しました。
75	2	4	p70 の本文 1 段落目では、障害者の就労参加増加は法定雇用率の引き上げが要因のように書かれている。もう少し書き方に工夫が必要ではないか。区の見解は。	ご指摘のように法定雇用率以外にも就労参加が増加した要因があるため、P69 のとおり、「就労支援の充実等にともない」を追記しました。
76	2	4	p71 の本文最後の段落の「避難場所・避難方法を事前確認や」がわかりにくい。「避難場所・避難方法等の事前確認や」の誤りではないか。修正していただきたい。	「避難場所・避難方法等の事前確認」に修正しました。
77	2	4	p65 の「生活介護や就労継続支援 B 型などの日中活動系サービスの拡充に努	生活介護、就労継続支援 B 型の拡充のため、小山台国家公務員宿舎跡地に生活介

			めます」とある。①拡充とは具体的に何をさすのか。②拡充のために具体的に何をするのか。区の考え方を示していただきたい。	護、就労支援継続支援 B 型を開設する予定です。
78	2	4	・ p72 の「施策の方向性」で、本文では「雇用・就業への支援」が「雇用・就業の支援」になっているなど、本文と異なるものが 3 力所ある。どちらかに揃えていただきたい。 ・ p72 の基本指針の最後に「～」が入るのではないか。p57 には「～」がついている。確認してどちらかに揃えていただきたい。	・ 「雇用・就業の支援」に表記を統一しました。 ・ P71 のとおり、施策体系図を修正しました。
79	2	4	p67 の「(2) 障害児通所支援」で、「民間の児童発達支援・放課後等デイサービス事業所の誘致に積極的に取り組む」とある。①「積極的に」とあるが、具体的に何をするのか。②補助金を出すのか。それとも「一部補助等」との記載のないものについては、補助金を出さないのか。	①事業者からの利用者ニーズ調査や開設相談などの機会をとらえて、事業者に開設の打診を行っています。また、平素から民間事業者と意見交換等を行い、事業者との関係構築に努めております。 ②重症心身障害児等の受け入れを促進するため、対象事業所に対して、運営費の一部補助を行っています。また、医療ケアを必要とする障害児の療育を行う事業所に対して、看護師等の加配分を助成しています。
80	2	4	p69 の「(2) 施設入所している人の地域移行」で、「地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援などの事業所誘致を進めます」とある。地域移行支援・地域定着支援について p97 では「施設入所者等の地域移行の要となるサービス」と書かれている。①区内に地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援の事業所はそれぞれ何力所あるのか。②事業所誘致のために具体的に何をするのか。③補助金を出すのか。それとも「一部補助等」との記載のないものについては、補助金を出さないのか。	①資料編の事業所一覧をご覧ください。 ②事業者からの利用者ニーズ調査や開設相談などの機会をとらえて、事業者に開設の打診を行っています。また、平素から民間事業者と意見交換等をおこない、事業者との関係構築に努めております。運営補助は必要に応じて行っています。
81	2	4	p68 の「(1) 在宅の障害のある人の地域生活の継続」で、障害福祉サービス事業所連絡会についての記載がある。大田区等では民間による呼び掛け等もあり盛んに行われている。①品川区で現状実施されているのはどのサービスでの事業所連絡会か。②区が主体となって呼びかけているのか。③今後は何のサービスでの事業所連絡会の新規開催を予定しているのか。④どの程度の頻度で行うのか。	事業所連絡会は、連絡事項等の情報共有のため、区と品川区立心身障害者福祉会館や品川区立障害児者総合支援施設が連携して実施しています。年に 2 回程度、連絡事項の内容により、関係するサービス事業者に参加を呼びかけております。令和 5 年度は、相談や児童に関する事業者にお声がけし開催いたしました。今後の開催については、テーマを検討するとともに、連絡事項の内容によりお声がけする事業者を決めていきます。他、グループホーム連絡会や精神連絡会、就労支援にかかる連絡会等、サービス種別や障害種別等により、連絡会を実施しています。

82	2	4	「施設入所者本人の希望がわからない」としてありますが、障害がなければ、親と一緒に暮らす、親族のそばの地域で一人暮らしをするというのが、あたりまえのことではないのでしょうか。知的障害者に希望を聞いても、うまく意向を伝えられないと思います。品川区は、地域移行できる施設やサービスがないから、希望が把握できないと言い訳をしていると思えます。計画的に施設整備を進めてください。	施設入所者本人の希望を正確につかむため、令和4年度、「品川区地域自立支援協議会相談支援部会」で施設入所者への地域生活移行に関するアンケート調査を実施しました。この調査結果に基づき、P111に記載のとおり、施設入所者が地域生活に移行できるようグループホーム整備等による住まいの確保や日中活動系サービス等の充実を図り、地域生活への移行を着実に進めます。
83	2	4	品川区の就労支援は、軽度の障害者を対象としたものばかりです。就労継続Bも、工賃を上げるため、寒い日も暑い日も1日公園清掃が毎日できないとダメなどと、一般就労でも可能な人を対象としています。一方、生活介護はカラオケ、ビデオ鑑賞、スノーズレン等、全く生産活動はなく、工賃はゼロです。他区では、生活介護でも、パンの製造販売など、様々な作業を行っています。事業所からは、仕事がないという声も聴きますが、多くの自治体では、共同受注センターを作り、区役所内の仕事を切り分け、障害者施設に委託することが行われています。例えば、広場や花壇の草むしり、お墓の清掃、名刺作成、印刷や製本など、民間に委託に出さないで、障害者施設に仕事を提供してください。	就労継続支援B型の対象者は、就労移行支援事業所等を利用したが一般企業に結びつかない方や、一定年齢に達している方であって、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識および能力が期待される方とされています。 また、生活介護における生産活動は各事業所が創意工夫して取り組んでいると認識しております。 あわせて、区内の就労支援事業所等と連携して各事業所で受注可能な物品や役務サービスの情報を集約し、周知を図っているところです。
84	3	1	p79～80の「成果目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の「(2) 区の成果目標」には本文がない。①成果目標1、3、4、5、6の「(2) 区の成果目標」にはそれぞれ本文があるのに、なぜ成果目標2には本文がないのか。②表だけではなく、文章できちんと区の考えを示す必要があるのではないか。	「成果目標2」に追記しました。
85	3	1	p87の「地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進」については保育所等訪問支援が目標項目になっており、保育所等訪問支援でやるような書き方になっているが、他にはないのか。	インクルージョンは、理念的なものであるため、数値化が難しい項目です。そのため、数値化できる保育所等訪問支援利用者数を成果目標として採用しました。
86	3	1	p88の基幹相談支援センターについて。①いつまで区が担うつもりか。②区は現状で障害児相談支援事業所の指定を取っているのか。③区の成果目標が「整理し、強化し、充実を図る」で具体性に欠ける。何をやるのか明記すべきではないかと思うが、それにつ	①地域の相談支援体制の整備・強化のため、区が担う意義があると考えております。 ②令和5年5月末で廃止しております。 ③地域の相談支援体制は、地域自立支援協議会や地域生活支援拠点等と協議・連携して整備・強化していくため、計画に

			いての区の見解は。	は記載しておりません。
87	3	1	p82の「地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討」で、「年1回以上～運用状況を検証及び検討する」とあるが、どこの会議体で検証・検討するのか。	国の「地域生活支援拠点等の機能充実に向けた運用状況の検証及び検討の手引き」に記されたプロセスに基づいて実施しております。 具体的には、コアメンバー（整備主体である市町村の担当者や拠点コーディネーター、地域生活支援拠点等に位置付けられている機関の管理者等）での検証をし、地域自立支援協議会による評価を行うこととされております。
88	3	1	p89で、地域自立支援協議会の専門部会をひとつ増やすとの目標になっている。誰がどのようにして、何の部会を増やすのかを決めるのか。	地域課題を解決するのに適した専門部会の新設について検討いたします。
89	3	1	p89の目標項目の表で、専門部会の実施回数が現状9回、目標「延」33回とある。①目標で「延」が出てきてわかりにくい。p87の「医療的ケア関係機関の協議の場」の目標は「開催（2回）」とあり、これは年2回を意味しているはず。「延」というのは3年間の合計をさすのか？ ②目標の一部のみが「延」表記になっていて現状と比較しづらい。検討回数の目標の「4回」は年4回で、実施回数の「延33回」は3年間合計で33回ということか。目標を「延」で書くなら現状もふくめてすべて「延」で書くか、どちらも単年度のための数字を示すべきではないかと思うが、区の見解は。	回数の考え方につきましては記載の通りです。数値の比較がしやすいように、P87の成果目標の表の下に注記を追加しました。
90	3	1	p73の「計画の成果目標4」の「福祉施設から一般就労への移行」が「主な施策・取組」の中に見当たらない。なぜ加えないのか。	就労継続支援・就労移行支援事業所、ハローワークなどの関係機関を中心に障害福祉サービスとして提供しているため記載を省きました。
91	3	1	p90の「成果目標7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築」の「（2）区の成果目標」には本文がない。①成果目標1、3、4、5、6の「（2）区の成果目標」にはそれぞれ本文があるのに、なぜ成果目標7には本文がないのか。②表だけではなく、文章できちんと区のことを示す必要があるのではないかと思うが、区の見解は。	P88「成果目標7」（2）区の成果目標に本文を追加しました。
92	3	1	p79の上の枠内の「入院3か月後時点、入院後6か月時点」は正しくは「入院後3か月時点、入院後6か月時点」ではないか。	「入院後3か月時点、入院後6か月時点」に修正しました。
93	3	1	p81下の「また、「地域生活支援拠点検討会」での～取り組みます」の一文がわかりにくい。「検討会で～取り組みま	P78のとおり、修正しました。

			す」なのか。工夫してほしい。	
94	3	1	p82 のよつつめの枠内で「強度行動障害のある人」になっている。「強度行動障害のある人」ではないか。修正していただきたい。	「強度行動障害のある人」に修正しました。
95	3	1	p87 の表の目標の部分は、「設置済」ではなく「増設」、「配置済」ではなく「増員」ではないのか。	障害福祉計画に係る国の基本指針において、この項目の成果目標は「設置」の有無を記載することになっているため、「設置済」との表現を用いています。
96	3	1	p88 の枠内の「協議会」は「地域自立支援協議会」か。品川区には他にも協議会がある。きちんと区別するためにも正式名称で示していただきたい。	国の指針にあわせて表記させていただきましたが、分かりにくいため「地域自立支援協議会」の表記に修正しました。
97	3	1	p90 の成果目標の表の「有（延 31 人）」「有（延 100 人）」はどちらも 3 年間の人数なのか。事業所数は「2 事業所」は単年度で、「延 10 事業所」は 3 年間の合計か。期間が違っていると比較できない。どちらも単年度にするか、3 年間の計画期間の合計にするかして、そろえていただきたい。	数値の比較がしやすいように、P88 の成果目標の表の下に注記を追加しました。
98	3	1	強度行動障害とは初めからなるものではなく、支援が十分でなかったり、本人のニーズに合っていないこと等により引き起こされる二次障害のため、全体的な障害福祉サービスの充実が必要と考えます。 まずは 2 年もかけて人数把握や実態把握をするのではなく、早急に把握していただくことをお願いいたします。	P78 に記載のとおり、支援体制の検討終了後に整備を行います。
99	3	1	障害児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する体制とは具体的にどのようなものを構築するつもりなののでしょうか。	国は児童発達支援センターに地域のインクルージョン推進の中核としての機能を持たせる方向で検討を進めています。本区でも児童発達支援センターを中心に関係機関と連携して地域のインクルージョンの推進に取り組んでまいります。
100	3	1	障害福祉課の職員の異動が激しく、堂々と詳しくない、と相談者に言っている現状がありますが、この研修は障害福祉課全員が対象なののでしょうか。それともそれ以外の課も対象なののでしょうか。 対象者何人に対しての目標数延 100 人なののでしょうか。（現状は延 31 人とのこと。）	障害福祉サービスに係る研修のため、主に障害者支援課職員（約 30 人）を対象としています。また、研修内容はそれぞれの担当業務や職務経験により異なります。
101	3	1	p90 の「サービスの質の向上」について。①たとえば放課後等デイサービスの質に関して、利用者をテレビ漬けにしていないかなど、区は都度見学するなどして確認しているのか。都に任せっきりののか。②区内生活介護ではカラオケ・ドライブ・DVD 観賞が	①必要に応じて運営指導しております。 ②利用者の声を踏まえて、区立施設の活動内容の充実を図ってまいります。

			盛んだと聞く。生産活動・創作活動の有無や頻度などをどのようにして確認・指導しているのか。	
102	3	1	p90の「サービスの質の向上」で「第三者評価受審の促進」とあるが、どれだけ声掛けしても受けない事業所が多い。民間事業所のサービスの質向上のため、「第三者評価受審の促進」以外に区として何をするのかが見えてこない。具体的に。	第三者評価受審以外のサービスの質の向上として、研修・講座等による従業員のスキルアップ、事業所連絡会での情報提供など様々な方法があります。
103	3	1	p90に「障害者自立支援審査支払等システム」の審査結果の分析や結果の活用、共有を行ったとあるが、具体的に何を行ったのか。下にスペースが空いているので、説明を加えていただきたい。	審査結果の分析や結果等は過誤請求への事業所対応等に活用しています。
104	3	1	強度行動障害のある人のニーズ把握と支援体制の整備のところで、「令和8年度までに強度行動障害のある人を確認し」となっていますが、強度行動障害がある人の人数は既に把握されていなかったのでしょうか。サービス利用計画を作成するときに、把握していなかったのでしょうか。	サービス利用計画や障害支援区分認定調査等により個別に把握しております。支援体制の検討について、令和8年度末までを目標として記載しております。
105	3	1	西大井福祉園で就労継続Bから生活介護に多くの利用者が変わりました。この理由は、就労継続Bに送迎がないことにあります。一部の精神の就労継続Bでは、送迎をしていると聞きますし、他区では、就労継続Bでも送迎をしています。品川区は、辺鄙なところに就労継続Bがあるために、真っ黒な夜道を女性一人で帰宅させることは大変不安です。区長が大好きなカフェは、施設内にあるよりも、商店街の空き店舗を利用すれば、人通りが多く、駅に近いため通所しやすいのに、そのような施設は一つ也没有。空き店舗を利用することも踏まえ、生活介護から就労継続Bに移行できるような施策も含めてください。	・P82では、目標項目と現状に対する目標値をお示ししたものです。P94に記載のとおり、障害者の重度化・高齢化にともない、今後は送迎を必要とする利用者や就労継続支援B型から生活介護への移行が増えていくものと想定しています。生活介護、就労継続支援B型を同一建物に開設することで、心身状態により同じ環境のもとでサービス選択することが可能になると考えております。
106	3	1	基幹相談支援センターの実態が全くわかりません。どの職員が主任相談支援員ですかと聞いても、返答なし、専門の資格を持った方は何人いるかも回答なし。他区では、どういう有資格者がいて、何時から何時まで、どのような業務を行っているかがわかるパンフレットを作成しています。毎年、職員が変わり、どなたに相談すればよいか全くわかりません。	直営で運営しているため、ご指摘のとおり職員の異動があり、人数等については変動があります。令和5年4月時点では職員数は10人です。

107	3	1	障害者自立支援審査支払等システムとはどのようなもので、その分析の結果を説明してください。	受給者情報等を管理し、当該情報を国民健康保険団体連合会に伝送するシステムです。国民健康保険団体連合会では区から伝送された受給者情報と事業者から伝送された利用情報等を突合して請求処理を行います。審査結果の分析および共有により、過誤請求の削減、給付の適正化、業務の効率化が期待されます。分析の結果は、随時事業所連絡会等で共有してまいります。
108	3	2	p106の「基幹相談支援センター等機能強化事業」とは具体的に何をするものか。	障害者総合支援法第77条に定められている地域生活支援事業のうち、市町村必須事業とされる事業の1つです。 具体的な内容は、以下とされております。 (ア) 基幹相談支援センター等に特に必要と認められる能力を有する専門的職員(注)を配置。 (注) 主任相談支援専門員、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、市町村等の相談支援機能を強化するために必要と認められる者 (イ) 基幹相談支援センター等による地域の相談支援体制の強化の取組 ・ 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言 ・ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援(研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等) ・ 地域の相談機関(相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等)との連携強化の取組(連携会議の開催等) ・ 学校や企業等に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言 ・ 地域の相談支援事業者が実施したモニタリング結果及び地域においてセルフプランにより支給決定されている事例の検証 (ウ) 基幹相談支援センターによる地域移行・地域定着の促進の取組 ・ 障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発 ・ 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート
109	3	2	p93の重度訪問介護について。知的障害のみの方にも重度訪問介護が支給決定されれば、施設を出て地域での一人暮らしが可能になるケースもある。品川区ではこれまで知的障害のみの方に	実績はございません。

			も重度訪問介護を支給決定した実績はあるのか。	
110	3	2	大磯町の素案では、「手話通訳者・要約筆記者派遣」の年度ごとの事業費が掲載されている。品川区でも示していたきたいが、区の見解は。	事業費については、毎年発行する福祉部事務事業概要に記載されていますのでご覧ください。
111	3	2	台東区や墨田区、北区の素案では、共同生活援助の見込利用人数の中に「重度障害者の利用者数」を別に示している。品川区でも今後高齢化・重度化に対応したグループホームをつくると言われているが、現状ではまったく足りていない。重度の障害があっても地域で自分らしく暮らすために、品川区でも重度障害者の定員数を示す必要があると思うが、見解は。	国・都で重度障害者の定義が定まっていないため、未掲載といたしました。
112	3	2	保育所等訪問支援について。新宿区の素案では「障害児通所支援等の地域支援体制の整備等」の「保育所等訪問支援の利用できる体制の整備」で、令和3年度と4年度の登録児童数と訪問延べ回数を示している。地域におけるインクルージョン推進のため、品川区でも示す必要があると思うが、区の見解は。	保育所等訪問支援のサービス見込量に掲載しております。
113	3	2	新宿区の素案では、「サービス必要量見込、サービス提供体制確保の方策」で、たとえば「児童発達支援」「医療型児童発達支援」「放課後等デイサービス」で別項目とし、それぞれに「現状と課題」「サービス提供体制の方策」に加え「区内事業所」のリストを載せている。品川区だと訪問系サービスすらもまとめて掲載しているので、行動援護が提供できていないことに対する考えやどこの事業所が実施しているのかが見えてこない。記載に工夫が必要ではないかと思うが、区の見解は。	障害福祉計画の構成は各自治体の裁量であり、構成や記載方法など各自治体で大きく異なります。 本編の構成や記載方法については、ご意見として承ります。
114	3	2	行動援護は月86時間の提供を見込んでいるが、提供できることを相談支援事業所や区民は把握しているのか。これまでサービス提供できた実績がないので、区内相談支援事業所は諦めていて利用者に提案することもしなければ、利用者も利用できることになったのを知らない状況ではないかと想像する。今後どのようにして周知していくのか。	以前から指定を受けた事業所はありますので、ご利用の可否については事業所との契約となります。
115	3	2	p95の就労選択支援は、まだ始まっていない旨の説明書きが必要ではないか。	P92の「就労選択支援」に「就労選択支援は令和7(2025)年10月からサービス開始の予定です。」と説明書きを追加しました。

				P93 のサービス実績および見込量の欄外に※印で同様に説明書きを追加しました。
116	3	2	p96 の就労選択支援の見込量について。①千代田区、新宿区、台東区をはじめ多くの区で見込量を出している。品川区ではなぜ見込量が出せないのか。②中央区の素案では「本区においては、サービスの内容が具体化され次第、数値目標を設定します」と記載されている。品川区でも理由があって載せられないなら、その理由をきちんと明記すべきでは。それぞれ区の見解は。	第3回品川区障害福祉計画等策定委員会の開催時点では、就労選択支援の制度詳細を国が示していなかったため、サービス見込量設定を見送りました。第4回品川区障害福祉計画等策定委員会でお示しました。見込量については、P93 に記載のとおりです。
117	3	2	p106 の「排泄管理支援用具」の令和5年度の実績が4～8月の累計値にしても多年度に比べて少なすぎる。年度後半や年度末に多いのか。要因は何か。	支出済みの実績をもとに計上したためと推測されます。令和5年12月現在では3,366件であり支給実人数も減少しております。
118	3	2	p108 の「障害者救急代理通報システム」の令和5年度の実績が4～8月の累計値にしては多年度に比べて多く、倍増の勢い。要因は何か。	利用実戸数で表記しています。
119	3	2	p108 の下の枠内の「社会生活の支えるため」は「社会生活を支えるため」ではないか。修正していただきたい。	「障害のある人の日常生活や社会生活を支えるため」に修正しました。
120	3	2	p96 に「就労継続支援B型は定員割れの事業所もあり、現時点でのサービス確保はできています」とあるが、実際に自分の子どもが通いたいと思うB型事業所や、また親が通わせたいと思うB型事業所も現在の品川区には一カ所もない。支援の内容や作業に魅力がないなど、ニーズに合っていない可能性は考えないのか。区の考え方を示していただきたい。	就労支援事業所のサービス内容については、事業所と協議しながら、本人のニーズにより適した内容となるよう、工夫してまいります。
121	3	2	p96 に就労継続支援B型について「今後、障害者の重度化・高齢化にともない送迎を必要とする利用が増える可能性があり、利用者ニーズの動向を注視していきます」とある。①現状で送迎を行っているB型事業所は区内に何カ所あるのか。②それは民立か区立か。③3年かけて利用者ニーズの同行を注視するだけなのか。区の考え方を示していただきたい。	①送迎のある就労継続支援B型事業所は区内に民間事業所が1カ所あります。 ②小山台国家公務員宿舎跡地に送迎のある就労継続支援B型事業所を開設します。その後については、障害者の高齢化・重度化による利用者ニーズの変化等を注視して対応していきます。
122	3	2	利用日数23日/月だとすると1日あたりの利用時間は1時間足らずかと思えます。羽田空港の新飛行経路により騒音で外出がままならなくなっていっしょの方も多いいことと思いますが、利用時間	利用時間数の変更については、航路変更に限らず、支援の必要度合いの変化など個々の状況によるため、一概に航路変更によるものだけではございません。

			を航路変更前から増やしていращやるのでしょうか。	
123	3	2	移動支援 国連勧告 7, 8 項では、移動支援についても言及していますが、障害児を抱える保護者にとって、移動支援は頭の痛い問題です。せっかく良い療育施設を見つけても、移動支援が得られず、利用を断念することが少なくありません。障害があるから、シングルペアレントであるから、教育の機会が奪われるのは、差別にあたります。	移動支援の見込み量確保のための方策に記載のとおり、移動支援従事者養成研修等を開催し、ヘルパー育成に取り組んでいきます。
124	3	2	今回の計画の見込量を他の自治体（大田区、国立市）と比較してみると、人口比率（障がい者や重度障がい者の割合は各自治体大きく変わらない）から考えて、特に訪問系の見込量がかかなり少ないことがわかりました。また、令和 5 年の実績と比較して重度訪問介護の利用者見込みは増えたものの、一人あたりの時間数は減少しています。品川区は、かなり障がい者の地域生活支援には徹底して消極的であることがここからわかります。居住系サービスの見込量も特に大きな目標が立てられているわけではなく自立生活援助も非常に少ない見込みです。障がい者を地域で生活させないための施策に見えます。委員の皆様はこのことをご承知おきなののでしょうか？代表的な数字を以下に示します。 居宅介護見込量：利用者数（障がい者人口 1, 000 人当たり）品川区 14.9 人 国立市 43.6 大田区 23.3 / 利用総時間（障がい者人口 1, 000 人当たり / 月）品川区 269 時間 国立市 902 大田区 535 / 利用者一人当たりの時間数（ / 月）品川区 18 時間 国立市 21 大田区 23 重度訪問介護見込量：利用者数（重度障がい者 1, 000 名当たり）品川区 5.56 国立市 38.8 大田区 3.81 / 利用総時間（重度障がい者人口 1, 000 人当たり / 月）品川区 850 時間 国立市 17689 大田区 1599 / 利用者一人当たりの時間数（ / 月）品川区 153 時間 国立市 455 大田区 420 ご参照ください。	サービス見込量は、各種手帳所持者数、サービス利用実績等の基礎データに基づき、幾何平均を用いて算出した自然体推計をもとに、アンケート調査における利用者ニーズ等を踏まえ修正を加えて、設定しています。 また、コロナ禍により、この数年間はサービス利用量が大きく増減している障害福祉サービスもあるため、直近 3 期と直近 5 期のサービス見込量を算出したものを対比してサービス見込量が多い方を自然体推計として採用しています。 なお、サービス見込量はサービス利用量の上限値を示すものではなく、あくまで過去のサービス実績等に基づき推計したものです。実際の個別支援ではニーズに合わせて必要なサービス量を支給するため、サービス利用状況によっては実績が見込量を大幅に上回る場合もございます。
125	3	2	p99 に「区は、相談支援事業所に対する運営費助成を実施し、事業所数の増加に務めた」とある。①現在は運営費助成は行っていないのか。②今後の実	①継続しています。 ②必要に応じて補助を継続します。 ③障害者相談支援専門員については、今後のサービス利用者の増加状況等を鑑み

			施の見通しは。③指定特定・障害児ともに相談支援事業所数は充足したという考えか。	考えていく必要があります。
126	3	2	p99に「相談支援事業所に対して、相談支援専門員の増員を働きかけていく」、p102に「障害児相談支援事業所に対して、相談支援専門員の増員を働きかけていく」とあるが、あくまでお願いベースであり、区からの助成等は行わないのか。	記載のとおり、増員依頼となります。
127	3	2	p99の計画相談支援について。区内では精神障害者を対象とする相談支援事業所がかつての「たいむ」1カ所から複数事業所に増えたが、サービス利用希望者も増えたため、受給者証発行が遅れていると聞いた。①この状況を障害者支援課・施策推進課は把握しているのか。②この問題についてはどのように対応していく考えか。	①受給者証発行に必要な書類の提出が遅れている場合は、受給者証発行に時間を要します。 ②必要書類が揃い次第、速やかに発行しています。
128	3	2	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、短期入所（福祉型・医療型）、加えて児童のサービスと移動支援に至るまで、一人当たりの見込量が今後3年間まったく同じ数字で変動なし。①利用希望者の増加や事業所の新規開設・誘致による定員増、ニーズの増加などは計画期間3年の間には起こらないという見通しなのか。②過去3年間の実績はいずれもほぼ増加傾向だったし、現行の計画では訪問系サービスは概ね毎年2時間（/月）ずつ、障害児通所支援は概ね毎年1日（/月）ずつ増える見込量での記載だったのに、なぜ3年間据え置きにしたのか。	コロナ禍の影響を含め、複数年の推移を勘案するため、直近3期と直近5期の一人当たり平均利用時間数を算出したものを対比して、サービス見込量が多い方を自然体推計として採用しています。 なお、サービス見込量はサービス利用量の上限値を示すものではなく、あくまで過去のサービス実績等に基づき推計したものです。実際の個別支援ではニーズに合わせて必要なサービス量を支給するため、サービス利用状況によっては実績が見込量を大幅に上回る場合もございます。
129	3	2	p94の居宅介護の実績はコロナ禍にありながら令和3年度に一人当たり月間18.5時間、令和4年度に一人当たり月間18.6時間まで増えたが、令和6～8年度の見込量はおしなべて一人当たり月間18時間。なぜ一人当たりの利用時間がコロナ禍当時よりも減ると見込んでいるのか。	コロナ禍の影響を含め、複数年の推移を勘案するため、直近3期と直近5期の一人当たり平均利用時間数を算出したものを対比して、サービス見込量が多い方を自然体推計として採用しています。 なお、サービス見込量はサービス利用量の上限値を示すものではなく、実際の個別支援ではニーズに合わせて必要なサービス量を支給するため、サービス利用状況によっては実績が見込量を大幅に上回る場合もございます。
130	3	2	p94の重度訪問介護の見込量について。新宿区では一人当たり月420時間超なのに対し、品川区は3年間おしなべて153時間で、他自治体の2分の1	サービス見込量は、各種手帳所持者数、サービス利用実績等の基礎データに基づき、幾何平均を用いて算出した自然体推計をもとに、アンケート調査における利

			程度。最近では訴訟事例がニュースにもなっている。品川区はいつも「必要な方にはお出ししている」と説明するが、見込量が他区に比べてこれだけ少なくなるのには品川独自の要因があるはず。理由は何か。	用者ニーズ等を踏まえ修正を加えて、設定しています。 統計的に見込量を算出しているため、個別の要因についてはわかりかねます。
131	3	2	p94 の同行援護の見込量も 3 年間おしなべて一人当たり月 23 時間。コロナ禍の令和 4～5 年度実績よりも、なぜ一人当たりの利用時間が減ると見込んでいるのか。	コロナ禍の影響を含め、複数年の推移を勘案するため、直近 5 期と直近 3 期で算出した一人当たり平均利用時間数の内、サービス見込量が多い方を自然体推計として採用しています。 なお、サービス見込量はサービス利用量の上限値を示すものではなく、あくまで過去のサービス実績等に基づき推計したものです。実際の個別支援ではニーズに合わせて必要なサービス量を支給するため、サービス利用状況によっては実績が見込量を大幅に上回る場合もございます。
132	3	2	p96 の生活介護の見込量も、令和 3～5 年度実績よりも少ない数字を見込んでいるのはなぜか。なぜコロナ禍の当時よりも利用が低調になると見込んでいるのか。	直近 5 期と直近 3 期で算出した一人当たり平均利用者数の内、サービス見込量が多い方を自然体推計として採用するように、修正しました。 過去実績に基づき統計学的手法で算出しているため、一時的に減少する場合がありますが、令和 6～8 年度のサービス見込量はおおむね令和 3～5 年度実績を上回る見込量となっています。また、サービス見込量はサービス利用量の上限値を示すものではなく、サービス利用状況によっては実績が見込量を大幅に上回る場合もございます。
133	3	2	p96 の自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A 型・B 型）、短期入所（福祉型・医療型）の今後 3 年間の一人当たりの見込量も、押しなべて令和 5 年度実績よりも少ない。なぜ今後は利用が低調になると見込んでいるのか。	直近 5 期と直近 3 期で算出した一人当たり平均利用者数の内、サービス見込量が多い方を自然体推計として採用しています。 なお、サービス見込量はサービス利用量の上限値を示すものではなく、あくまで過去のサービス実績等に基づき推計したものです。実際の個別支援ではニーズに合わせて必要なサービス量を支給するため、サービス利用状況によっては実績が見込量を大幅に上回る場合もございます。
134	3	2	11 月の計画策定委員会で課長が「すべて増加を見込んでいる」と言っていたが、一人当たりの利用量で見ると、ほぼすべてのサービスで過去 3 年間の実績よりも見込量が減っている。利用人数増に対応するだけの考えかと思う。一人当たりの利用量が増えないと見込む理由は何か。	コロナ禍の影響を含め、複数年の推移を勘案するため、直近 3 期と直近 5 期の一人当たり平均利用時間数を算出したものを対比して、サービス見込量が多い方を自然体推計として採用しています。 なお、サービス見込量はサービス利用量の上限値を示すものではなく、あくまで過去のサービス実績等に基づき推計した

				ものです。実際の個別支援ではニーズに合わせて必要なサービス量を支給するため、サービス利用状況によっては実績が見込量を大幅に上回る場合もございます。
135	3	2	多くのサービスで「事業所誘致」、また施策の方向性では「障害福祉サービス等の充実」「障害のある人の自立と社会参加の促進」と言っているわりには、各サービスの一人当たりの見込量を過去3年間よりも少なく見積もっているのは整合性に欠けるのではないかと。区の考え方を示していただきたい。	各サービスの一人当たりの見込量は、コロナ禍の影響を含め、複数年の推移を勘案するため、直近3期と直近5期の一人当たり平均利用時間数を算出したものを対比して、サービス見込量が多い方を自然体推計として採用しています。 なお、サービス見込量はサービス利用量の上限值を示すものではなく、あくまで過去のサービス実績等に基づき推計したものです。実際の個別支援ではニーズに合わせて必要なサービス量を支給するため、サービス利用状況によっては実績が見込量を大幅に上回る場合もございます。
136	3	2	p92の枠内に「サービス見込量の設定について」が書かれている。この間コロナで利用控えやヘルパーの勤務控えがあり、利用が低調になった時期があった。①それについてはどう捉え、どう数字を調整したのか。②近年まれに見る異例の事態であったので、コロナ禍による数字の変化についても記載していただきたい。	①各サービスの一人当たりの見込量は、コロナ禍の影響を含め、複数年の推移を勘案するため、直近3期と直近5期の一人当たり平均利用時間数を算出したものを対比して、サービス見込量が多い方を自然体推計として採用しています。 ②ご意見として承ります。
137	3	2	p93の行動援護について。品川区ではこれまで行動援護がサービス提供できていない。在宅の障害者対象実態調査（問37）では、行動援護の「今後利用したい」が10.7%となっていた。行動援護は区立のぐるっぽが指定を取っているはず。①なぜサービス提供ができないのか。②いつ頃からサービス提供できる見込みか。③これまでまったく実績がないのに、いきなり月86時間も提供できると見込んでいるということは、サービス提供開始できる目途がすでに立っているという理解でよいのか。④サービス提供できる旨、各相談支援事業所には伝達済みか。	①行動援護事業者は区内3事業所が事業所指定を受けていますが、人員体制等により利用者へのサービス提供ができておりません。強度行動障害がある人の外出支援等については移動支援（介護あり）で対応しております。 ②現時点ではサービス提供開始の見通しはたっておりません。 ③区内の行動援護事業所を利用する可能性があるため、見込量に記載しています。 ④サービス提供事業所については、東京都障害者サービス情報のホームページに公開されています。
138	3	2	p106の移動支援事業の見込量について。令和6～8年度は一人当たり月12時間の見込みで、令和3年度実績の月17.5時間に比べて大幅に少ない。当時はコロナ禍だったのに、なぜ一人当たりの利用が当時よりも少ないまま続くと見込んでいるのか。	コロナ禍の影響を含め、複数年の推移を勘案するため、直近3期と直近5期の一人当たり平均利用時間数を算出したものを対比して、サービス見込量が多い方を自然体推計として採用しています。 なお、サービス見込量はサービス利用量の上限值を示すものではなく、あくまで過去のサービス実績等に基づき推計したものです。実際の個別支援ではニーズに

				合わせて必要なサービス量を支給するため、サービス利用状況によっては実績が見込量を大幅に上回る場合もございます。
139	3	2	p106 の地域活動支援センターについて。設置数は3カ所のまま変わらずで、年間利用者数が令和3～4年度よりも少なく見積もられている。かつ年間利用者数の見込みは3年間据え置き。 ① p107に「利用促進を図る」とあるが、なぜコロナ禍の令和3年度よりも利用は減ると見込んでいるのか。②以前よりも少ない利用しか見込めないのはなぜか。③活動内容や支援の質が落ちたか、ニーズに合っていないのではないか。区の考え方は。	①②見込み量については、統計上、設定しています。 ③地域活動支援センターでは、指定管理者が区民ニーズに沿った新たな内容を提供する等、これまで以上に幅広い区民の方にご利用いただいています。
140	3	2	p108 の日中一時支援事業について。年間利用者数が8,078人まで増えるという見込んでいるということは、現状でまだ定員に相当の空きがあるのか。それとも事業所数が増える見込みなのか。	受け入れは可能と考えています。
141	3	2	p86 などに障害児支援の充実とあるが、素案では放課後等デイサービスの令和6～8年度の見込量が一人当たり月6日で変動なし。令和3年度の実績6.04日より減っており、コロナ禍だった令和4年度実績5.62日、令和5年度の実績5.74日に比べてもほとんど増えていない。千代田区や新宿区、足立区などの他自治体では月12日以上の見込みだが、品川はその半分以下。品川区は安定提供するつもりがあるのか。	コロナ禍の影響を含め、複数年の推移を勘案するため、直近3期と直近5期の一人当たり平均利用日数を算出したものを対比して、サービス見込量が多い方を自然体推計として採用しています。 なお、サービス見込量はサービス利用量の上限值を示すものではなく、あくまで過去のサービス実績等に基づき推計したものです。実際の個別支援ではニーズに合わせて必要なサービス量を支給するため、サービス利用状況によっては実績が見込量を大幅に上回る場合もございます。
142	3	2	p67 のアンケート調査結果では、「放課後等デイサービスでは『もっと利用したい』、『今後利用したい』との回答が4割を超え、児童発達支援は『もっと利用したい』、『今後利用したい』との回答も2割近いなど、障害児通所支援サービスの需要が依然として高いことが分かります」と書かれており、本素案でも「事業所の誘致に積極的に取り組む」の一文があるのに、令和6～8年度の見込量はコロナ禍だった令和3年度の実績に比べてむしろ減っている。計画として整合性がないのではないのか。区の考え方は。	コロナ禍の影響を含め、複数年の推移を勘案するため、直近3期と直近5期の一人当たり平均利用日数を算出したものを対比して、サービス見込量が多い方を自然体推計として採用しています。 なお、サービス見込量はサービス利用量の上限值を示すものではなく、あくまで過去のサービス実績等に基づき推計したものです。実際の個別支援ではニーズに合わせて必要なサービス量を支給するため、サービス利用状況によっては実績が見込量を大幅に上回る場合もございます。
143	3	2	第2期障害児福祉計画では、令和3～5年度の放課後等デイサービスの一人当たりの月間利用見込量をそれぞれ7日、8日、9日としていた。令和3～5年度の	サービス見込量はサービス利用量の上限值を示すものではなく、あくまで過去のサービス実績等に基づき推計したものです。見込量の算定に当たっては、コロナ

			実績は6日前後だったが、それは予想外のコロナ禍に加え、空きがなく利用が頭打ちになっているため。児童対象の実態調査（問29）では放課後等デイサービスの「もっと使いたい」が19.7%と大変多く、それは「ひと月当たりの日数を増やしたい」という意味での訴え。利用できる人を増やすのももちろん必要だが、「もっと使いたい」というニーズに、この見込量でどう応えていくのか。区の考えは。	禍の影響を含め、複数年の推移を勘案するため、直近3期と直近5期の一人当たり平均利用日数を算出したものを対比して、サービス見込量が多い方を自然体推計として採用しています。利用者ニーズに応えるため、引き続き事業所誘致に積極的に取り組みます。
144	3	2	p123の「施策の柱4」でも、「放課後等デイサービスを中心にサービスを十分利用できないとの声があがっています」との記載がある。児童対象の実態調査（問33）でも、「重要だと思う取り組み」の中で「子どもの成長を支える療育や、家族を支えるサービスがあること」の選択肢がトップで8割を超えている。この見込量では、一人当たりの利用日数は3年間変化なしになっているが、ニーズに応じて一人が利用できる日数を増やそうという思いはないのか。区の考えは。	コロナ禍の影響を含め、複数年の推移を勘案するため、直近3期と直近5期の一人当たり平均利用日数を算出したものを対比して、サービス見込量が多い方を自然体推計として採用しています。なお、サービス見込量はサービス利用量の上限値を示すものではなく、あくまで過去のサービス実績等に基づき推計したものです。実際の個別支援ではニーズに合わせて必要なサービス量を支給するため、サービス利用状況によっては実績が見込量を大幅に上回る場合もございます。
145	3	2	p102の障害児相談支援について。東京都福祉保健局の資料によると、令和2年3月末時点での品川区の障害児相談支援のセルフプラン率は0%。①品川区ではセルフプランを認めていないのか。②セルフプランという選択肢を認めないのは違法ではないか。③セルフプランでも構わないのであれば、周知をすべき。どう周知しているのか。	①②認めております。 ③個々の事例において相談対応しております。
146	3	2	p102の障害児相談支援について。品川区では長らく障害児の計画相談が行われてこなかった経緯があった。ここ数年でようやく開始され、令和2年3月時点での品川区の達成率は42.1%と都の資料に書かれている。障害児の計画相談は、現時点で必要な方の何割程度まで作成が済んでいるのか。	障害児相談支援について、品川区の達成率は100%です。
147	3	2	重度障害者等包括支援とは何でしょうか？どのようなサービスが受けられるか教えてください。見込みが1人になっていますが、1人しか対象はいないのでしょうか？	事業内容P90に記載のとおりです。重度障害者等包括支援は事業所指定の従業員要件が厳しく、サービス提供事業所は、都内で港区に1事業所しかありません。区を越えてサービス利用の可能性もあるため見込量を1人に設定しました。
148	3	2	サービス量の確保に努めると書いていますが、どのように確保するのかの記載がありません。現在の事業所数と提供可能サービス量の記載がありません。必要な見込み量を充足することが	第3部の第2章サービス見込量および確保の方策に記載しております。また、サービス見込量は国の基本指針に沿って記載しております。

			できるのか、全施設のサービス量（定員、ヘルパー数など）、不足分をどう充足させるのか、事業所を増やす必要があるのか、施設を整備する必要があるのか、わかるように記載してください。	
149	3	2	ヘルパー不足について、解決策として、研修の実施を挙げていますが、当会の会員は複数人研修を受けています。定員はいつもいっぱいですが、ヘルパー事業所では若い方が生活できるだけの給料がもらえないため、施設などへ就職されるようです。特に都市部では、他に仕事があるので、賃金の良い仕事に流れていきます。研修も重要ですが、ヘルパーさんの単価を上げてください。	ご指摘のとおり、都市部を中心に全国的にヘルパー人材の確保が難しくなっています。現在、令和6年度報酬改定に向け、社会保障審議会障害者部会などでヘルパー報酬に関して検討しているところであると認識しています。また、区独自のさらなる支援策により介護・障害福祉職員の人材確保・定着に努めます。
150	3	2	サービスの見込み量が少ないと思います。過去のサービスの利用実績に基づいて見込み量を算定していると思いますが、現時点で支給量の100%を利用できない人は多くいます。特に、短期入所、移動支援、同行援護、行動援護など。利用率は、サービス事業者がいないことによります。そこを把握した上で、対策をたててください。支給量に対する利用率を示してください。また、行動援護の事業所はどこですか。	①サービス見込量は過去のサービス利用量をもとに幾何平均を用いて算出しています。本計画では、コロナ禍の影響によるサービス利用量の変動を考慮して、直近3期と直近5期の2パターンでサービス見込量を算出し、サービス見込量が多い方を採用しています。 ②支給量に対する利用率の統計はとっていません。 ③行動援護は3事業所あります。
151	3	2	見込み量確保のための方策として、小山台住宅跡地やピッコロの定員拡大を記載していますが、いつからサービス開始なのでしょう？小山台のほうは、p.119に令和9年度開設予定になっています。そうであるなら、こちらにも記載してください。そうすると、今期の見込み量には入りません。ピッコロの移転開設時期も明示してください。現在でも、医療ケアの方は通所できていません。医療ケアの方の施設は、できるだけバリアフリー化された、清潔な施設に整備してください。福祉会館は、老朽化が激しく、不衛生な点もありますので、病気にならないか心配です。 また、多くの施設が老朽化しており、バリアフリーが既存不適格状態になっています。全ての施設の築年を記入し、定期点検で既存不適格になっている項目を明確にし、改築計画をたててください。大田区は、今年度以降に3施設の改築計画を策定しています。大	・重症心身障害者通所事業所（ピッコロ）の移転拡張の整備による定員拡大は、医療的ケアが必要な方の受入れも想定し、衛生面にも配慮する形で、令和9年度の開設を予定しておりますので、ご指摘のとおり開設時期を記載するようにいたします。 ・なお、令和9年度以降に開設する予定の事業所の定員増にともなう見込量は含んでおりません。 ・老朽化等にともなう施設の改築等については、計画的に進めてまいります。 ・区立施設の築年については、公共施設等総合計画に記載しており、本計画への掲載は、紙面の都合上難しいため、ご理解いただきますようお願いいたします。 ・短期入所については、出石つばさの家（令和6年4月開設予定）以降の開設予定は、現在のところありません。 ・財務省小山台住宅等跡地への就労継続支援B型の整備について、決定している就労メニューはありません。区においても、カフェでの就労を希望する方ばかり

			田区の職員に話を聞くなどし、迅速な改築ができるノウハウを得て、品川区もスピーディーな改築を進めてください。 現在、短期入所施設は緊急時でも利用できない状態にあります。出石 GH 以外に整備する予定はないのでしょうか？民間の GH では、短期入所を実施しないのでしょうか？国も加算をして推進していますよ。 就労継続 B は定員割れがあるのに、小山台住宅跡地もカフェなどの就労継続 B を 20 人分整備するようですが、矛盾していませんか？カフェの作業をしたい障害者ばかりでないという事実は認識していないのでしょうか？カフェは商店街の空き店舗をぜひ利用して開所してください。	ではないとの認識ですので、利用者ニーズや受注可能な作業および提供できるサービス等について検討いたします。
152	3	2	グループホームができて、男性のみであったり、重度は対象でない、障害種別が異なるなど、女性の GH は整備されていません。なぜ、女性が入居できるグループホームを整備しなかったのか、理由を聞かせて下さい。男性のほうがニーズがあるからだとすると、女性用が整備されない限り、女性はいつまで待っても入居できません。他区では、男性女性ともに整備をし、支援区分 4 から 6 の障害者（以下「重度障害者」という）のみを対象としたグループホームをかなりの数を整備しています。区立で、支援区分なしであれば、民間のグループホームに入居は可能です。事業者意向ばかり聞かずに、ニーズを踏まえた重度の障害者グループホームを整備するよう、区有地を無償で貸すときに重度対象を条件にしてください。	・区では、障害者グループホーム開設を希望する事業者の相談、整備費の助成を行っております。引き続き、ニーズ等の把握に努め、事業者との情報共有を図りながら、整備を進めてまいります。 ・区有地を民間事業者に貸与し、障害者グループホームを整備する場合の整備・運営事業者の公募に際しては、区の実情に基づいた応募要件等の設定に努めてまいります。
153	3	2	小山 7 丁目の GH はいつ開所なのかも、記載してください。公募条件が、30 年の期限付きで、30 年後に除却し、利用者の行先を事業者が義務付けていると聞いています。この理由を規則で決まっているからとしています。区立で、支援区分なしであれば、民間のグループホームに入居は可能です。事業者意向ばかり聞かずに、ニーズを踏まえた重度の障害者グループホームを整備するよう、区有地を無償で貸すときに重度対象を条件にしてください。 品川区公有財産管理規則で 30 年に規	小山七丁目障害者グループホームは、令和 7 年度開設予定であり、P114 や P116 では記載しております。P95 では紙面の都合上割愛しておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。 また、貸付条件にかかるご意見については、今後公募を行う際の参考とさせていただきます。 なお、土地の貸付期間については、事業者の経済的負担を考慮し、使用貸借契約による 30 年間の無償貸付としています。契約期間満了時につきましては、契約更新も含め、その時点での区全体の行政需要等を踏まえて検討してまいります。

			定されていると厚生委員会で答弁していましたが、「建物の所有を目的とし、借地借家法第22条に規定する定期借地権を設定して、土地およびその土地の定着物を貸し付ける場合は、50年」と記載されています。事業者が建物を所有するので、50年ではないのでしょうか。また、なぜ、30年で除却させるのでしょうか。これでは、手を挙げる事業者をなくすだけです。どういう理由で、説明会後に応募しなかったのかのフォローをして、参入してもらるように募集要項を再考すべきです。そうでないと、今後も区外事業者はもとより、区内事業者も手を挙げることはなくなると思います。 また、仮に30年と定めるとしても、更新は可能です。さらに、期間満了時に、当該事業者に土地を譲渡する譲渡特約付きにすることも可能です。営利目的で使用するのではないのですから、特約付きも認めることができると思います。30年後に品川区はこの土地を何に使用するつもりなのかの説明してください。	
154	3	2	施設入所支援ですが、区内には、かもめ園とかがやき園しかありません。しかも、かがやき園は、4人部屋がいまだに残っているなど、現在の基準に適合していません。世田谷区のように、通過型の入所施設を整備してください。3年間、グループホーム入居の準備ができます。多くの方が待機し、利用した後、グループホームでの生活を開始しています。	ご意見として承ります。
155	3	3	障害当事者の意見を十分に取り入れていただきたい。特に、発達障害については、障害者団体、7団体の中に入っていないということもあり、親の意見も含めて十分に当事者及び家族の意見をどこまで区政に反映できているのか、甚だ疑問を感じています。 成人期以降の支援が不足しているように思います。発達障害当事者が、自由に活動できる場、文化・芸術・スポーツを楽しむ場がありません。生涯学習の場もありません。そのようなものが必要であるとの認識も、ないよう感じています。自立支援・就労支援・定着支援を支えるものが必要であるとの認識を持っていただきたく、よろしくお願いします。	①個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割として、地域自立支援協議会がございます。個別の相談支援でのニーズを区政に反映できるよう、地域自立支援協議会等の場を活用していきます。 ②令和4年度から、愛の手帳をお持ちの知的障害の方を対象に重度の方でも受講が可能な「チャレンジ塾」を開設しています。普段活動が困難な方の参加を想定しており、今年度は7名の申し込みがありました。令和6年度も引き続き開設を予定しております。 ③区では、発達障害の方も参加できるスポーツ事業として、区立体育館で障害者

				スポーツフリー利用や水泳および軽スポーツの障害者教室を定期的に開催するとともに、障害のある方もない方も楽しめるユニバーサルスポーツフェスタを年2回、その他障害者の方を対象としたランニング教室やフライングディスク教室を開催し、発達障害の方にも実際にご参加いただいております。これらの事業は、参加者相互の交流・親睦が図られる場にもなりますので、発達障害の方の自立支援の一助になると認識しています。今後は、障害者の特性に柔軟に対応し、より多くの方が参加可能な場の提供について検討してまいります。
156	3	3	心身障害者福祉会館の建て替えについて、考えうる用地を提案しますので、ご検討の上、計画に反映させてください。この周囲の区有地といえば、①りぼんです。送迎車がとめれないとしていますが、近くに駐車場を借り、そこから、送迎時にのみ、リボン前に停車すればよいのです。②旗の台文化センター＋保育園＋児童センターのところですが、車が入りにくいですが、ここもバリアフリー化ができていないから、改築は喫緊の課題です。ここに合築することはどうでしょうか。③旗の台シルバーセンターです。老朽化していますから、壊して、複合施設にするのも可能です。④源氏前保育園＋図書館です。ここも、EVなしの老朽化施設です。複合化して、EV設置すれば、多様な世代が交流できます。ここからは、なかなかまとまった広さの区有地は、見つかりません。区は、公有財産台帳をシステム管理しているのですから、検索して適地を教えてください。次に、準公共用地として、⑤城南信用金庫（中原街道に面している）低未利用で、平屋建ての車庫があるので、ここ利用させてもらえればと思います。CSRに前向きです。⑥荏原郵便局（⑤の近くの中原街道沿い）、ここも低利用なので、合築できれば、かなり広く使えます。郵便局は、経営厳しいですから、売却もあるかも。1階を郵便局として、上階を障害施設、とっても	ご提案については、今後の代替用地検討の際の参考とさせていただきます。

			よいですね。⑦昭和大学、ここも校舎が老朽化し、建て替えを考えていると聞いています。重度対象の障害者施設を合築してもらえれば、鬼に金棒です。⑧荏原西保育園＋その隣の空き家。駅からは少し遠いですが、合築して、複合化すれば、公共施設が少ないので、地域に喜ばれますね。隣のサミットで、障害者の仕事をシェアしてもらえれば、CSRにもなります。以上、どのような見解でどう判断したか、ご回答よろしくお願いします。	
157	3	3	障害者グループホームのうち、小山7丁目のGH等の民設民営について、区有地を30年間貸し付け、30年後には建物を除却するよう求めています。これについて、厚生委員会で所管課長が「まず、品川区公有財産管理規則というものがございまして、こちらに土地およびその土地の定着物を貸し付ける場合は30年と規定されております。区の公有財産管理規則に基づき、最大の貸付期間としております」と答弁していました。当該規則を見ると、「建物の所有を目的とし、借地借家法第22条に規定する定期借地権を設定して、土地およびその土地の定着物（建物を除く。）を貸し付ける場合は、50年」となっています。また、世田谷区で同様の区有地を貸し付ける場合、この50年を用いています。品川区は、戸越のGHについても、民設民営で30年の貸付期間にすると答弁していたかと思いますが、なぜ、30年になるのか、説明してください。事業者にとって、建物の整備を自前でやって、たった30年で壊して土地を返す、その時の利用者は責任もって行き場を探すという条件がつけられれば、手を挙げる事業者はないでしょう。なぜ、このような事業提案をするのか、品川区の思惑をお聞かせください。さらに、20数年たって、空き室が出ても、その人の行き場を探さないといけないなら、空き室のままにすることも考えられ、質が下がることも推測されます。品川区は、なぜ、30年に限定した貸付を行うのか、規則をどう解釈したのかも踏まえて、計画に注釈として記載してください。	小山七丁目障害者グループホームの貸付期間については、事業者の経済的負担を考慮し、使用貸借契約による30年間の無償貸付としています。一般定期借地権は50年間の貸付が可能です。土地の貸付費用は原則有償となります。事業者の経済的負担を伴うことから、区としては使用貸借による無償貸付が望ましいと考えております。使用貸借による貸付の場合、区の公有財産管理規則第28条第1項第5号に該当するため、貸付期間の上限は30年となります。

158	3	3	第3章「施策の柱1 相談支援の充実」の「主な施策・取組」に載っている「重層的支援体制整備事業」(p112)とは何か。ここにしか出てこないもので内容がわからない。p110やp113、p115の下などが空いているので、コラム等で具体的に示してはどうか。	資料編の用語解説P160に掲載しました。
159	3	3	難病患者支援の記載が少ない。具体的な「施策・取組の内容」としてはp115の一つしかない。少なすぎないか。	難病患者は障害者サービスの利用が可能です。指定難病は338疾病、障害者総合支援法の対象となる難病は366疾患(令和6年4月より369疾患)あり、疾病ごとに必要とする支援が異なるため、難病全体の施策・取組としての記載はしておりません。今後も難病患者が障害福祉サービスを円滑に利用できるような制度の周知に努めてまいります。
160	3	3	p120に「医療的ケアを必要とする障害者の受け入れ等支援の充実を図ります」とあるが、具体的にどの施設で、もしくはどの障害福祉サービスで受け入れるのか。生活介護なのかグループホームなのか。具体的に示さないと意味がない。	重症心身障害者通所施設「ピッコロ」で受入できるよう、対応を検討中です。
161	3	3	p105に「医療的ケアが必要な児童・生徒の入学については、主に就学相談を通し、本人の健康状態、ケアの種類、方法等を保護者、主治医、入学する学校等と相談しながら進め、看護師を配置しています」とある。医療的ケア児の保護者に対する区立学校への付き添いは、今も求めておらず、今後も原則求めないという理解でよいのか。	保護者に付添いの協力を得ることについては、医療安全を確保する観点から、医療的ケア児の健康状態に応じて必要な情報を引き継ぐ場合などが考えられます。協力を求める際には、丁寧に説明してまいります。
162	3	3	p115「保健・医療・福祉等の連携強化」の医療的ケア児コーディネーターの項目の内容が抽象的。先日の「医療的ケア児等支援関係機関連絡会」で、区立の相談支援事業所の相談支援専門員兼医療的ケアコーディネーターの方の「医ケア児コーディネーターとして今後何をやっていくかはこれから検討」との発言に対し、昭和大学病院の委員が「品川区での医療的ケア児等コーディネーターの役割が決まっていなければ、医ケア児の退院支援を一緒にお願いしたい。メディカルソーシャルワーカーが探すだけではなく、また病院内のスタッフが一人で担うのではなく。退院した後のことを考えると、窓口は病院内より自治体にあるほうが良い」と仰っていた。こういったことを具体的に書くべきでは。	医療的ケア児コーディネーターには、医療的ケア児が必要とする保健、医療、福祉、教育等の多分野にまたがる支援を調整する役割があり、当然、医療ソーシャルワーカー等と連携して対応する必要があります。また、ご指摘の内容は実務的な内容であるため、計画への記載はすぐわないと考えます。

163	3	3	p111 にヤングケアラーについての記載があるが「検討していきます」ととどまっている。今後数年間にわたる計画なので、検討のみのとどまらず、実施まで持つて行く必要があるのでは。	直接的支援については、令和6年度から実施する予定がありますので、ご意見をいただいたとおり P109 の記載を修正させていただきました。
164	3	3	区はヤングケアラーの実態調査を行ったはず。人数等を把握したのであれば、その結果をここに記載できるのでは。	実態調査で把握した人数については、現在集計・分析を進めており、区ホームページにて公表させていただきます。
165	3	3	p121 の精神障害者の地域移行について。①地域自立支援協議会で委員からたびたび要望が出ていた、長期入院中の精神障害者に対する地域移行の意向調査はいつどのように行なうのか。保健所と調整中との話だったが、今後の展開は。②記載が5行のみで大変少ない。新宿区の素案ではこの内容に2ページを割いているが。	①令和5年度後半に意向調査を実施しており、今後地域移行を促進するための課題抽出および支援について検討してまいります。 ②0 ご意見として承ります。
166	3	3	p126 に「避難行動要支援者への個別避難計画作成」とあるが、①誰が作成するのか。相談支援専門員か。②相談支援専門員が作成するなら、サービス利用のない障害者の分は誰が作成するのか。③いつまでに必要となる方全員の分が作成される見込みなのか。④「取り組む」のみでなく、こういったところまで具体的に書く必要があるのではないか。それについての見解は。	作成方法については、国および東京都の取組指針に基づいて実施しています。作成は主に担当の相談支援専門員が行い、サービス未利用者は本人作成ですが、支援が必要な方には地域拠点相談支援センターが支援しております。計画は障害者施策全体の方向性やサービスの方策等を記載するものと認識しています。
167	3	3	p127 の人工呼吸器等医療機器の電源の必要な方について。①現状で災害時にどこへ避難して電源を取ることにしているのか。②区は人工呼吸器使用者等が電源を取れる避難場所を、現状で区内に何カ所設置できる見込みなのか。	お一人お一人の状況や事情を考慮する必要があり、個別支援計画作成時に支援方法や避難方法について考えてまいります。
168	3	3	p127 の災害時の支援について「人工呼吸器等の医療機器の電源の確保や障害に応じた情報伝達手法等について、支援方法や避難方法を防災関係機関と連携して検討を進めます」とあるが、今後3年間で検討のみを行うのか。実際に能登でも大規模な地震が起きている。何年たっても検討の域を出ない印象。検討ではなくきちんと体制整備までもっていくことは品川区にはできないのか。それについての見解は。	お一人お一人の状況や事情を考慮する必要があり、個別支援計画作成時に支援方法や避難方法について考えてまいります。
169	3	3	p134 の「品川区虐待防止ネットワーク推進協議会」について。①委員名簿と議事録は公開されているのか。②委員構成は。③委員には障害者団体の代表等が入っているのか。	①取扱注意の情報を含むため、委員名簿や議事録の公開はしていません。 ②協議会は、行政、福祉や保健医療の関係団体、警察署、その他町会自治会、民生・児童委員、人権擁護委員等で構成されています。詳細は区ホームページに掲

				載の「品川区虐待防止ネットワーク推進協議会設置運営要綱」をご覧ください。 ③品川区障害者七団体協議会会長が委員として参加しています。
170	3	3	p129に「品川区職員障害者活躍推進計画に基づき、障害者雇用や定着の体制整備を推進します」とある。①前回3年前のパブリックコメントの回答では「令和2年6月1日時点での区全体の障害者雇用率は2.29%です。法定雇用率を下回っている状況ですので、達成に向けて努めてまいります」とあった。品川区の現在の法定雇用率は。現時点で達成できているのか。②もし依然達成できていないのであれば、計画への記載が必要ではないかと思うが、それについての見解は。	令和5年6月1日時点での区全体の障害者雇用率は2.43%です。法定雇用率は2.60%であり下回っている状況ではありますが、障害者を対象とする特別区職員採用選考においては毎年採用を実施しており、令和5年度途中においても障害のある方を新たに採用するなど、達成に向けて積極的に取り組んでいます。
171	3	3	p129に「令和4（2022）年度に庁内に設置した「業務支援室」では、障害者が専門スタッフの支援を受けながら軽作業等に取り組み、各課の業務を支援します」とあるが、具体的にないため内容がよくわからない。①現在何人が雇用されているのか。②雇用形態は。	①令和6年1月時点の雇用状況は以下のとおりです。（専門スタッフ：3名 作業員：6名） ②会計年度任用職員として1日6時間勤務となります。（勤務日数：週4日もしくは5日）
172	3	3	p105の地域生活支援事業のうちの「手話通訳者設置事業」について。P61-62の「第2部第3章 施策の方向性」の6、9でも情報アクセシビリティや行政の配慮について書かれている。行政窓口での手話通訳の日数を増やしてほしいとの要望が出ているはずだが、それについての見解は。	手話通訳者の配置日数の拡大する予定です。
173	3	3	p130に「ウェブアクセシビリティに基づくホームページの改修」とあるが、区ホームページの「障害のある方へ」のページが依然見づらく、必要な情報がきわめて探しにくい。改修の目的は。	区では毎年ウェブアクセシビリティ試験を実施し、結果を踏まえアクセシビリティ上改修が必要な箇所については改修を行っております。今後も、試験結果や皆さまからのご意見を参考に、誰もが平等に情報を取得できるホームページの作成について、各部署に周知してまいります。
174	3	3	p137に「教育のインクルージョン」として固定級や通級、特別支援教室を設置とあるが、それが教育のインクルージョンの推進に該当するという見解なのか。	同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意してまいります。
175	3	3	p136-137の「スーパーバイズ・コンサルテーション機能」とは何をさすのかわからない。誰が提供する機能なのか等、具体的に。	児童発達支援センターが障害児通所支援事業所等の支援内容に対して専門的な助言や援助を行うことです。資料編の用語解説に掲載しました。
176	3	3	品川区相談支援専門員マニュアルについての記載がない。①現在は運用していないのか。②今後も本マニュアルに	「品川区相談支援専門員マニュアル」に沿って相談支援をおこなうことが前提との認識から計画には記載しておりませ

			従って運用していくなら、p110の「施策の柱1 相談支援の充実」のところに明記するべきではないかと思うが、それについての見解は。	ん。
177	3	3	p116に「地域生活支援拠点等の整備を進めてきた」とあるが、現状でどの程度の緊急対応や体験の提供ができているのか、どの程度整備されたのかを具体的に。	現時点でも整備を進めている中にあり、計画には記載しておりません。
178	3	3	【素案の書き方・掲載方法】 p114-115（施策の柱2 地域生活の支援の充実）の「主な施策・取組」で、「協議していきます」「協議および検討を行っていきます」「検討を進めます」と書かれているが、3年間かけて協議・検討のみ行うのか。3年間かけて検討するのではなく、実施まで持つて行く必要がある。協議・検討のみで終わらず、実施まで行うことを記載すべきと思うが、区の見解は。	事業を効果的・効率的に進めるため、事業検討は不可欠です。協議・検討の終了後に実施できるものは速やかに取り組んでまいります。
179	3	3	p125の「(2) 早期発見・早期支援の充実」で、「切れ目のない～支援につなげます」「区内の支援体制充実を図ります」の記載があるが具体性に欠ける。具体的に何をするのか。	P123に記載のとおり、切れ目のない一貫した支援を提供する体制構築のために、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、発達段階やライフステージにおける個別ニーズに対応した支援につなげることです。
180	3	3	p121で「保健、医療、福祉の関係機関等の協議の場で、精神障害者が安心して生活できるよう見守り体制の構築について検討します」とあるが、3年間かけて検討するのか。「構築します」とは言えないのか。	精神障害者が地域で安心して生活するために、次年度から「品川区精神保健福祉地域連絡会」等の会議体の機能が発揮できるよう、会議体について見直す予定です。まずは、新たな会議体において、精神障害者の見守り体制の構築に向けて検討します。
181	3	3	p110の最後の段落の「利用できる障害福祉サービスや課題解決のためアプローチ方法も変わるため」は、「～や課題解決のためのアプローチ方法も変わるため」ではないか。修正していただきたい。	「課題解決のためのアプローチ方法も変わるため」に修正しました。
182	3	3	p113の上からよつめの段落の「アンケート調査結果によれば、19人の施設入所者が地域移行を希望していることを確認できました」は、「アンケート調査結果により、～確認できました」ではないか。	「地域生活移行に関するアンケート調査結果により、19人の施設入所者が地域移行を希望していることを確認できました。」に修正しました。
183	3	3	p117の「保健、医療、福祉、就労、居住等が包括的に支援する」は「～を包括的に支援する」ではないか。修正していただきたい。	「保健、医療、福祉、就労、居住等を包括的に支援する精神障害にも対応した地域包括ケアの推進に取り組んでいきます。」に修正しました。
184	3	3	p121のふたつめの項目の「看護師を配置しています」は、今後の「施策・取	看護師を配置「していきます」に修正しました。

			組の内容」の書き方として適切か。	
185	3	3	p123 の本文 3 段落めの「乳幼児期から在学時、成人期までの各ライフステージを通じた～、の一文にはカッコとじがない。修正していただきたい。	括弧なしに修正しました。
186	3	3	p128 の本文最後の段落の「就労継続支援 B 事業所」は「就労継続支援 B 型事業所」ではないか。	「就労継続支援 B 型事業所」に修正しました。
187	3	3	p129 のいちばん下の項目の「受入」は「受入れ」のことか。両方の表記が混在している。	事業名等の固有名詞は「受入」、文中では「受け入れ」に統一いたします。
188	3	3	p136 で障害の「あるなし」「ありなし」が混在している。全体でどちらかに統一していただきたい。	「あるなし」に統一しました。
189	3	3	p136 の本文最後の段落の「育ちの支援に協力等する」は「育ちの支援等に協力する」ではないか。	保育園・児童センター等での障害のある子どもの「育ちの支援等に協力する」に修正しました。
190	3	3	p135 に「行政における合理的配慮の提供の充実」とあるが、障害のある子どもがすまいるスクール利用前・利用中に区の担当職員から繰り返し「個別対応はできない」と釘を刺された。トイレへの誘導すらも「個別対応はできない」と言われた。この対応は「行政における合理的配慮の提供」として正しいのか。区の考え方は。	個別案件に関しては回答できませんが、利用希望に対しては、合理的配慮の提供の観点をふまえて判断すべきと考えます。
191	3	3	p135 に「行政における合理的配慮の提供の充実」とあるが、障害のある子どもがすまいるスクール利用前・利用中に区の担当職員から繰り返し「個別対応はできない」と釘を刺された。この件について、当該発言をした職員に未だ聞き取りをしていないと聞いたが、区の対応として正しいのか。区の考え方は。	個別案件に関しては回答できませんが、利用希望に対しては、合理的配慮の提供の観点をふまえて判断すべきと考えます。
192	3	3	p135 に「行政における合理的配慮の提供の充実」とあるが、障害のある子どもがすまいるスクール利用前・利用中に区の担当職員から繰り返し「個別対応はできない」と釘を刺された。この件について、当該発言をした職員に未だ聞き取りをしていないと聞いたが、今もこの区職員は同様の発言を、すまいるスクールを利用する他の障害児に対して行っているのではないか。これに対して区の考え方は。	個別案件に関しては回答できませんが、利用希望に対しては、合理的配慮の提供の観点をふまえて判断すべきと考えます。
193	3	3	p135 に「行政における合理的配慮の提供の充実」とあるが、障害のある子どもがすまいるスクール利用前・利用中に区の担当職員から繰り返し「個別対応はできない」と釘を刺された。この件について、当該発言をした職員に未	個別案件に関しては回答できませんが、利用希望に対しては、合理的配慮の提供の観点をふまえて判断すべきと考えます。

			だ聞き取りをしていないと聞いたが、今もこの区職員は同様の発言を、すまいるスクールを利用する他の障害児に対して行っているのではないかと。これに対して区の考え方は。	
194	3	3	p126「災害時に地域や身近にいる人同士が互いに助け合う「共助」の必要性について周知・啓発を行います」とあるが、障害者は概ね助けられる側。災害時は他人のことまで手が回らなくなるのが普通。主に助ける側の人たちに対してどのように周知・啓発を行っていくのか。区の考え方を示していただきたい。	災害発生時は障害の有無の区別なく、困っている人を救う行動が必要となります。周知啓発については、広報紙などでの周知を図るとともに、地域の防災訓練に障害のある人もない人もともに参加することで当事者意識の醸成を図ります。
195	3	3	p121の「メンタルチームサポート事業」とは何か。下にスペースが空いているので、コラムで示していただきたい。	メンタルサポート事業につきましては、資料編の用語解説 P164 に掲載しました。
196	3	3	p116に「重症心身障害の子どもを対象とした児童発達支援・放課後等デイサービス事業所を運営経費の一部補助等を活用して、民間事業所の誘致を図ります」とあるが、補助金が出ない誘致の場合、どこにどうやって働きかけるのか。たとえば p67 の「民間の児童発達支援・放課後等デイサービス事業所の誘致に積極的に取り組む」や、p123 の「(放課後等デイサービス等の) 民間事業所の誘致を図り、サービス提供体制の充実を図ります」については、具体的に誘致のために何を行うのか。区の考え方を示していただきたい。	主に事業者からのニーズ調査や開設相談などの機会をとらえて、事業所開設を依頼しています。
197	3	3	発達障害者成人の親です。将来、家族と品川区で生活したいという希望を本人たちは持っております。その時に問題になるのが、住まいです。現在の住まいは、マンションで、将来子どもたちが高齢になるころは、転居が必要になると思います。本人たちも不安をもちますが、グループホームは集団が苦手という発達特性上あまり適切ではありません。 施策の柱2の、「地域生活の移行・継続の支援」の内容で「不動産関係団体、居住支援団体、区等で構成された居住支援協議会において、住まいの確保に配慮を要する方の民間賃貸住宅への入居に関する支援策等について、協議および検討を行っていきます」という施策の具体化を強く希望いたします。親の力で将来の住まいを用意するのは、限界を感じております。	区では、ご自身で住まい探しをすることが困難な障害者等に対して、不動産事業者と連携した民間賃貸住宅をあっ旋する住宅確保要配慮者入居促進事業を令和3年11月より実施しているところです。今後、入居に関する支援のさらなる充実に向けて、居住支援協議会において、引き続き協議をすすめてまいります。

198	3	3	前計画では計画的な特別支援学級、通級の増級を行うと掲げていらっしゃいましたが、特別支援学級はどのくらい増級したのでしょうか。今回の計画には増級は掲げていないのは十分に増えたという認識のためでしょうか。もしくはインクルージョンを推進するために特別支援学級の増級は行わないと言うことでしょうか。	前計画以降は、令和3年度、小学校・前期課程において、知的障害特別支援学級を2校開級。令和4年度、中学校・後期課程において自閉症情緒障害特別支援学級を1校開級。令和6年度、小学校・前期課程において、自閉症情緒障害特別支援学級を1校、難聴通級指導学級を1校開級予定となっています。 新たな特別支援学級の設置については、今後も検討して参ります。
199	3	3	スーパーバイズ、コンサルテーション機能とはどういう意味でしょうか。	児童発達支援センターが障害児通所支援事業所等の支援内容に対して専門的な助言や援助を行うことです。資料編の用語解説P161に掲載しました。
200	3	3	本計画案で、障害福祉課が担当部分で、使われているインクルージョンでは、地域で安心してすごせる、共感と共生の社会を唱っており、国連が定義するインクルージョンに近いと理解しています。その理解でよろしいのでしょうか？ 一方、P62のインクルーシブ教育システム、P136のインクルージョンは、総合教育センターが担当と思われ、文科省の提唱する偽りの“インクルージョン”を指していると読めるため、国連の勧告に従い、書き方を変更する必要があります。現行の特別支援教育制度は、国連の定義するインクルーシブな教育ではなく、分離教育に当たります。 なお、昨年、世田谷区では、保坂区長が同区の教育方針を、国連の提唱するインクルーシブ教育に方向転換すると宣言しました。森沢区長・品川区も、品川区の教育を国連の提唱するインクルーシブ教育に方向転換することを区の方針に明示的に入れていただきたい。区の教育方針に一言入れても、国連の提唱するインクルーシブ教育が一夜に実現するわけではありませんが、長期的にその方向に進むことが明らかになるだけで、障害児の保護者は安心できます。子供の支援を現場の教職員任せとせず、区も主体的に取り組んでいただきたいです。 国連は、障害の有無にかかわらず、子どもたちと一緒に通常級で学習させることを求めており、この際、必要な合理的配慮をつける必要があると述べています。まずは、障害児に、通常級で普通に学ぶ権利があることを国内で明	現在、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しております。 就学に際しては、就学する一人一人の児童・生徒の状況や発達の状態に応じた教育が行われるよう就学相談委員会の中で相談を行っています。その際、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重しているところです。 個々の支援については、現在、学習支援員や介助員の配置を実施しております。今後も充実できるように努めてまいります。

			文化していただきたい。また、品川区では、何人かの障害児が通常級で学習していますが、必要な合理的配慮がなされておらず、苦勞しています。目黒区や世田谷区などのように希望すれば支援員（※）を週3～5回利用できる制度を拡充するなど、国連勧告に従い、優先的に予算をつけ、早急に合理的配慮をつけてください。国連の唱える障害児教育は、通常級での学びが『主』であり、特別支援教育制度が果たす役割は『副』と考えています。 （※）支援員の確保（より効果的な採用、研修、支援員が継続的に就労しやすい環境整備等）を計り、児童・生徒の学校生活や教育に対する合理的配慮の実現に向けて、愚弟的施策の検討、実施を進めていただきたいです。	
201	3	3	就学相談等での、学校サイドからの暴言 私の所属している「品川・地域で共に生きる会」には、普通級への進学を希望した保護者が、学校から、「通常級は、障害児がいるべきところではない、受け入れは無理」、「障害児が通常級に進むのであれば6年間親が付き添ってください、通学、プール、学校旅行行事では付き添ってください。親の責任です」と自己責任を求める暴言を受けたとの報告があります。障害児の親は、こどものため、できる限りのことをしたいと思っはいますが、学校サイドの発言は、障害者権利条約に反していることはあきらかです。同じような状況は、不登校児童とその保護者に対しても起こっています。そもそも、障害児や不登校児の保護者に自己責任を求める発言は、日本で低下している出生率にどのような影響があるか、考えたことがあるのでしょうか？学校で学ぶ子どもの8.8%になんらかの障害があり、不登校児童数が30万人に達する中、保護者の自己責任を学校や政府が唱えれば、若い世代に子どもを産みたい、育てたいという希望、気持ちに明らかにマイナスの影響があることが分らないのでしょうか？教育委員会や学校関係者に、障害者権利条約の精神に関する再教育が必要と考えます。	就学に際しては、就学相談の内容を、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重しています。 各学校へは、そうした就学相談の対応を校長連絡会等の場を捉え、周知しております。引き続き、理解啓発に努めてまいります。
202	3	3	義務教育以降の教育 障害児者の大きな問題は、義務教育の	知的障害の方を対象に「チャレンジ塾」を開催しています。愛の手帳をお持ちの

			間は、定められた場所があるのに対し、高校入学を果たせない場合、教育に関して、その後の選択肢が極めて限られることです。知的障害児の学びのペースは遅くとも、徐々に色々なことは学習できます。ですので、生涯、教育を継続する機会を確保していただきたい。現在はAIの時代とされていますが、昨年登場した生成AIは、専門知識がなくとも利用できる点が特徴で、これを使える段階に達せば、近い将来、障害者が自立して生きていく上で必要な相当部分はAIに代行してくれるでしょう。現時点でも、スマートフォンを使いこなせる障害者は少なくありません。どうぞ、障害児にも義務教育以降も一生涯学ぶための機会をもうけていただきたいと思います（生涯教育）。	方ならどなたでも参加いただけます。現在は、絵画や造形を中心とした活動を行っています。 介助者も一緒に参加していただきます。
203	3	3	p111以降の「主な施策・取組」の中で記載されているのは相談支援事業所連絡会のみで、その他のサービス事業所連絡会に関する記述が見当たらない。ここに加えないと、毎年の計画推進委員会で進捗をチェックする対象から漏れてしまう。「主な施策・取組」になぜ加えないのか。区の見解は。	相談支援体制を強化するため、相談支援事業所連絡会を開催しております。在宅の障害のある人の地域生活の継続のために開催している障害福祉サービス事業所連絡会については、広範なテーマを扱うものであるため、相談支援事業所連絡会とは分けております。
204	3	3	p122の「福祉カレッジ」について。支援スキル向上に研修は必須だと思うが、「福祉カレッジとは」のページ掲載の「講座・研修実施スケジュール」は2022年度の中身のまま更新が止まっている。①チラシを事業所に撒くだけでは十分ではないと思う。いつ頃本ページに最新の情報が掲載されるようになるのか。②福祉カレッジの運営はどこに委託しているのか。	①委託先のホームページ管理となっており、適切でわかりやすい掲載となるように依頼いたします。 ②品川区社会福祉協議会の品川介護福祉専門学校に委託しております。
205	3	3	p122の移動支援と同行援護の従業者養成研修について。①それぞれ区からの委託により実施されているのか。②それぞれどこに委託しているのか。③移動支援および同行援護の一般課程研修は、それぞれ年何回開催する取り決めになっているのか。	移動支援従業者養成研修は、指定管理者制度により管理運営している品川区立心身障害者福祉会館において、年に3回程度開催しております。 同行援護について ①委託により実施 ②品川ケア協議会 ③一般課程だけでなく、応用課程までを含めた研修について年1回実施。
206	3	3	p117の本文の最後にある「第三者評価の受審」について。①p96にも「促進に取り組みます」とあるが、p111以降の「主な施策・取組」に記載されていない。記載すべきではないか。②区立施設では何年に一度実施されるの	①第三者評価受審は社会福祉法で定められた法定事業であるため、主な施策・取組には掲載しておりません。 ②区立施設では3年毎に実施しています。

			か。	
207	3	3	p118の「障害者グループホーム整備にかかる費用の一部を区が補助（障害者グループホーム整備助成制度）」について。①これまで何件利用されたか。②周知はどのようにして行っているのか。③株式会社が運営母体の場合は対象外か（都の補助金の助成対象に該当する必要があるのか）	①1件 ②区ホームページに掲載するとともに、都内のグループホーム運営事業者に電子メール等で周知を図りました。 ③株式会社も対象となります。詳しくは区ホームページ掲載の「品川区障害者グループホーム等整備費補助要綱」をご覧ください。
208	3	3	p118に障害者グループホームの整備補助についての記載があるが、民間グループホームは経営が厳しい。グループホーム整備を進めるなら、開設補助のみでなく運営費の助成も不可欠ではないか。区の見解は。	障害者グループホームについては整備補助だけではなく、運営に係る経費等の一部助成も行っております。
209	3	3	施策の柱9 インクルージョンの推進（1）教育のインクルージョン推進において、「特別支援学級、通級指導学級、特別支援教室の教員への研修を実施」とあるが、インクルージョンを進めるためには支援級の教員への研修は当然のことながら、発達障害児の多くは通常級に在籍しており、通常級の教員への障害理解・教育スキルの向上こそが重要ではないか。「初任者研修の年次研修の機会をとらえ…」ともあるが、中堅の教員や管理職の障害理解がないと、いくら若手教員や支援級の教員が発達障害児にとって正しい支援方法を訴えても、力関係で打ち消されてしまう。品川区は中堅教員や管理職の障害理解や教育スキルのブラッシュアップは必要ないとの見解でよろしいか？	管理職については、管理職向けの連絡会や研修会の機会を捉えて、理解・啓発を進めております。また、各学校では、特別支援コーディネーターが中心となり、学校における特別支援教育を進めておりますので、特別支援教育コーディネーター向けの研修や連絡会を実施しております。
210	3	3	p103の障害児入所支援では、過去3年間の実績が出ていない。知人のお子さんが入所しているのになぜか。①「令和5年度までの区の実績なし」との注意書きがあるが、品川区から障害児は一人も入所していないということか。②入所児童がいるなら人数を記載していただきたい。	通常の障害児通所支援と異なり、受給者証の発行は都が行っています。したがって、区は過去の実績を把握しておりません。 P101の表下の注記を、「区の実績なし」は「都が受給証を発行しているため、区は令和5年度以前の実績を把握しておりません。」に修正しました。
211	3	3	施策の柱4 障害のある子どもへの支援の充実 で、「障害のある子どもやその疑いのある子どもが早期に支援をうけられるように児童発達支援や放デイなどの充実」とある。また「児童発達支援センターを新たに2カ所で整備する」とあり、支援の充実が期待できるが、いずれも大切なのは中身であることは言う	区としても、福祉職における人材育成の必要性を認識しており、現在、所管にて福祉職の人材育成方針の策定を進めております。ご指摘の視点も含め、よりよい人材を育成できるよう、今後も検討を重ねてまいります。

			までもない。量だけでなく、質の向上をぜひ図ってほしい。その場合、区役所職員が障害福祉に詳しくないと、どういう事業内容が障害児にとってよい支援・療育なのかの判断ができない。区の職員に障害福祉の「目利き」が必要である。長期的に区役所内にそうした専門職員を育成する必要があるが、区の福祉人材育成計画にこうした視点はあるか？	
212	3	3	新たに2カ所の発達支援センターを設置することだが、新しい発達支援センターでは「センター機能」を持たせて、最初に相談したら少なくとも18歳まではそこでその児の情報を集約し、しっかりフォローができることが必要である。民間の児童発達や放デイを利用するようになったら、そこで発達支援センターとは切れるということでは、とても発達支援「センター」とは言えない。「相談支援事業所」は放デイ等の福祉サービスの計画相談がメインなので、日々どう児を育てたらよいのかといった相談はできないし、福祉サービスを使わなくなるとそこで終了となってしまう、「切れ目のない相談」というわけにはいかない。新しい発達支援センターが身近な相談先として保護者に認知され、気軽に相談に行ける場となるために、受託の法人任せではなく、区として「こういう支援内容」「こういう保護者相談」というようにしっかりビジョンを示すべきと考えるが、区の見解はいかがか？	児童発達支援センターは、「児童発達支援を行うほか、施設の有する専門性を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる家族への援助・助言を合わせて行う地域の中核的な療育支援施設」と位置づけられています。具体的な事業内容は児童発達支援センターにより異なります。新たな2カ所の事業内容は決定後、区ホームページ等で周知いたします。
213	3	3	区長の公約である100人分のグループホームですが、特に誘致や支援をしなくても、空きアパートを活用した精神のグループホームが毎年いつの間にか整備されています。これを含めた100人分の設定はやめてください。こんな成果目標では、いつまでたってもニーズを満たすことはできません。重度障害者対象（支援区分4以上）のグループホームは、放っておいてはだれも整備しません。世田谷区も港区も区立は重度（支援区分4から6のみ）を対象として事業者の公募を行っています。どういう対象のグループホームをいくら作るかを明確にしてください。遠方からの地域移行者（重度だから地域に施設がなく遠方にいる）のためにも、安心できる住居が必要になりま	施策・取組の内容の記載内容については検討させていただきます。 なお、区としても重度の方の受入れは必要と考えており、新たに整備する「品川区立出石つばさの家」では、重度化・高齢化にも対応できるよう施設の整備を進めております。今後も障害のある方が支援を受けながら住み慣れた地域で暮らし続けるために、障害者グループホーム整備を着実に進めてまいります。

			す。	
214	3	3	心身障害者福祉会館は、防火区画ができていない、昇降機の耐震性能がないなど、安全ではない施設ですが、スピード感をもって整備するつもりはないのでしょうか？現在のまま利用することで、火災や地震が起きても、安全だと言えますか？お答えください。	公共施設等総合計画に基づき、長寿命化の観点から、定期的に修繕して適切な維持管理に努めております。 法律の改正に伴い、新たに対策が必要となった項目につきましては、できることから、可能な限りの対応を進めているところです。
215	3	3	他区では、移動支援等を実施している介護事業所が、障害者をスタッフとして雇用する事例があります。品川区には、障害福祉サービスにかかわる法人で、障害者を雇用する事例はないと思います。ぜひ、障害者を職員として雇用するよう、区も支援してください。また、他の自治体では、共同受注センターをつくり、主に役所から仕事の受注を受け、参加している障害者施設の法人の得意分野を踏まえ、仕事を委託契約の仲介をしています。役所が民間委託している業務をできるだけ、障害者の仕事につなげています。例えば、職員の点字名刺、冊子の印刷・製本、シュレッダー業務、広場の清掃など。政令市や東京都、23区にも導入するところが増えています。これを実施しないで、障害者優先調達推進法を順守することはできません。	各事業所において、障害者雇用促進法に定める法定雇用率の順守に取り組んでいると認識しております。 また、区内の就労支援事業所等と連携して各事業所で受注可能な物品や役務サービスの情報を集約し、周知を図っているところです。
216	3	3	これまでも、障害者の就労時間は短く、正規職員のようにフルタイムで働くことはできませんでした。これは、企業が契約社員として雇用したいからの理由からです。品川区は短時間労働を推進したいようですが、このことは、障害者の正規雇用を阻害することになりませんか。短時間雇用は、今でも障害者雇用では行われていますので、支援する目的を明らかにし、慎重な検討が必要だと思います。	障害のある人の中には、長時間就労することが難しく、短時間の就労を希望される方がいらっしゃいます。区が進めている超短時間雇用の促進については、短時間の就労を希望される障害者のニーズにお応えするための取り組みです。
217	3	3	教育のインクルージョンの推進としていますが、障害者権利条約については、P.3で、触れていますが、昨年だされた国連勧告について、特に教育についての51.52条についてほとんどふれていません。これについてどう考えていますか。児童の生活の中心は、放課後ではなく、学校生活です。区長のインクルーシブ教育への考えを記載してください。	就学に際しては、就学相談を実施し、医師、心理士や学校関係者が、お子さん一人一人の状況に応じた就学先を検討しています。その際、入学先の決定については、保護者のニーズを最大限尊重しています。その中で、少人数の指導や障害に応じた教育活動など、より専門的な指導を希望する保護者が特別支援教室、特別支援学級、通級指導学級など選択できる体制も整えています。 個々の支援についても、介助員、発達障害教育支援員など配置していますので、引き続き充実できるようにしてまいります。

				す。
218	-	-	18 歳以上の在宅の方対象の実態調査（問 9）によると、在宅の障害者の有効回答 1, 713 件のうち、13.7%が発達障害。児童対象の調査（問 7）では、有効回答 634 件のうち 60.9%が発達障害。その実情に対し、発達障害児者への支援の記載が手薄に感じる。それについての区の見解は。	障害児への支援は、障害種別で分けることなく、第 2 部 4 章の「障害のある子どもへの支援」などに掲載しております。
219	-	-	p4 の図表 1-1 に「改正発達障害者支援法」の記載がある。品川区の計画では、毎度発達障害者支援の内容が少なすぎるように思う。①計画にもっと盛り込むべきでは。②大田区のように発達障害児者支援の計画も併せて立てるべきではないか。①②それぞれについての区の見解は。	①障害児への支援は、障害種別で分けることなく、第 2 部 4 章の「障害のある子どもへの支援」などに掲載しております。 ②ご意見として承ります。
220	-	-	18 歳以上の在宅の方対象の実態調査（問 15～17）で、発達障害・精神障害の方の相談についての困り感が多く出ていた。そこをどう改善するか、具体的に。	相談支援体制の強化および障害特性に応じた専門相談の充実に努めてまいります。
221	-	-	18 歳以上の在宅の方対象の実態調査（問 42）では、発達障害の方が「品川区は暮らしにくい」と感じている割合が高い。支援が足りていないのではないか。	引き続き、発達障害者が地域で安心して暮らすことができるよう支援の充実に努めてまいります。
222	-	-	素案はかなりのボリュームがあって読み切れない。①閲覧用だけではなく配布分は用意されたのか。②配布分は何部用意されたのか。	「広報しながわ 12 月 11 日号」に素案の閲覧場所が掲載されていますが、配布用として数部ずつご用意させていただいております。配布用の部数は閲覧場所で異なりますが全体で約 250 部です。
223	-	-	閲覧用の素案について。①前回は区立図書館などにも置いてあったと思うが、今回はどこに置いたのか。②区としてパブリックコメント実施の際に「ここに閲覧用の素案を置く」という統一ルールはあるのか、ないのか。	①広報しながわ 12 月 11 日号などで周知させていただきましたとおり、障害者施策推進課、区政資料コーナー、地域センター、文化センター、保健センター、図書館、指定特定障害者相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所で閲覧できます。 ②計画ごとに閲覧対象者が異なるため、統一ルールはございません。
224	-	-	①素案のわかりやすい版は作成しないのか。②この素案のみで、知的障害のある方にどうやって理解していただく考えなのか、具体的に。	ご意見として承ります。
225	-	-	他区（新宿区など）では区民説明会の複数回開催、説明動画の YouTube への掲載などを行っている。①品川区は説明会等は実施しないのか、できないのか。②他区にできることが、品川区ではどうして実施できないのか。	ご意見として承ります。

226	-	-	パブリックコメントの実施については、区公式 X（旧 Twitter）などできちんと告知する必要がある。①本パブリックコメントの実施については、区公式 X で告知されたのか、されなかったのか。②区として、パブリックコメント実施の際はすべて公式 X 等で告知するルールになっているのか、なっていないのか。③パブリックコメントの案内を区公式 X に掲載するかどうかは、誰が決めるのか。	パブリックコメント実施は、広報しながら 12 月 11 日号および区ホームページで周知いたしました。また、現在、区公式 X でパブリックコメントを周知するルールはございません。
227	-	-	区公式 X は 12 月 13 日に「旧荏原第四学校跡地の活用方針（素案）に対するパブリックコメントを令和 5 年 12 月 28 日まで実施しており、多くの方からご意見をいただくため、説明会を開催しますので、ぜひご参加ください」とポストしている。旧荏原四中の活用についてはパブリックコメント前に説明会を実施したのに、なぜ本計画ではパブリックコメント前に説明会を実施しなかったのか。	ご意見として承ります。
228	-	-	新型コロナウイルス感染症についての言及がない。今後同様の感染症が流行る可能性もあるが、そういった状況になった場合の対応についての記載はなくて良いのか。	感染症予防は区全体で統一的な対応が必要となるため、本計画には記載いたしません。
229	-	-	現在人工呼吸器利用者は、区立の生活介護や短期入所、グループホームの利用ができないはず。今後受け入れていく目途は具体的にどうなっているのか。	重症心身障害者通所施設「ピッコロ」で受入できるよう、対応を検討中です。
230	-	-	18 歳以上の在宅の方対象の実態調査（問 37）で、大人の日中一時支援事業のニーズが 10%以上ある。団体ヒアリングでもニーズの声があがっていた。家族の就労という視点からも重要。新宿区では障害者対象の日中一時支援（日中ショートステイ、土曜ケアサポート）を実施している。①品川区の見解は。②実施の目途は。	①②個々の心身の状況や環境等により、必要なサービスは異なりますので、現在は、短期入所、生活介護における延長支援や訪問系サービス等複数のサービスで支援をしています。令和 6 年障害福祉サービスの報酬改定に向け、既存の障害福祉サービスにおける延長加算の見直しが検討されております。国の動向を注視してまいります。また、利用者のニーズ等を踏まえ、検討してまいります。
231	-	-	「メンタルヘルス」「心の健康」の記載がない。必要ではないか。	ご意見として承ります。
232	-	-	大田区や横浜市等では、障害者地域作業所等交通費助成を行っている。横浜市では、地域作業所等の通所施設に加え、精神科デイケアも対象で、本人のみならず家族などの送迎介助者の交通費も助成している。同様の助成について、品川区は必要性をどうとらえているのか。	交通費助成だけでなく、各種手当や助成金等は、自治体により制度の有無や金額は様々です。現時点で作業所および精神科デイケアに通所するための交通費助成については、助成の予定はございません。

233	-	-	大磯町の素案では、障害者雇用状況の細かな集計表が載っており、地域の職業安定所での障害者の登録者数や紹介件数、就職件数が表で示されている。品川区でも同様に示せるのではないかなと思うが、区の見解は。	区民の方に分かりづらくなならないよう、掲載の数値については簡潔に表記しました。
234	-	-	新庁舎ができることは決定事項かと思うが、新庁舎についての記載がない。新庁舎内でのアクセシビリティ対応としてバリアフリートイレの設置や、福祉の窓口一元化、福祉避難所などについての記載が必要と思うが、それについての見解は。	新庁舎の竣工は計画期間外に予定されているため掲載しておりませんが、誰にでもやさしく便利で機能性にあふれた庁舎の実現に向けて策定した「品川区新総合庁舎アクセシビリティ整備の手引き」に基づくハード面の環境整備に加え、ソフト面の取組みについても総合的に検討してまいります。
235	-	-	区立施設のバリアフリートイレなどは、完成した後になって車いす利用者が使用できないことが判明するケースが散見される。事前に当事者を交えて検討し、設計の際にきちんと当事者の話を聞くことが必須かなと思うが、それについての見解は。	ご意見として承ります。
236	-	-	前回の計画では記載のあった区独自事業が「後日挿入予定」となっている。「サポート 24」や「ら・るーと」「ソル」等の利用状況も今後掲載されるということか。	資料編「1 区が実施する事業」(P140～144)に当該事業の利用状況について掲載しました。
237	-	-	前回の計画では「障害者福祉課の事業一覧」として 8 つの事業が掲載されていた。本計画から「インクルーシブひろばベル」や医療ショートステイ事業、在宅の人工呼吸器利用者への非常用電源確保もここに新たに掲載されるということか。	本計画では、区の独自事業に「インクルーシブひろばベル」と「医療ショートステイ事業」を掲載する予定です。在宅の人工呼吸器利用者への非常用電源は日常生活用具の品目のため、独自事業には掲載しません。
238	-	-	「障害者福祉課の事業一覧」として計画に掲載される事業と、掲載されない事業の違いは何か。	紙面の制約や計画策定の趣旨から、主要な事業のみピックアップして掲載しました。
239	-	-	区の独自事業は「後日挿入予定」ではなく、素案に掲載するようにしていただきたい。	ご意見として承ります。第 4 回品川区障害福祉計画等策定委員会でご提示する計画案には掲載の予定です。
240	-	-	計画策定委員会の次回開催は春頃になるはず。日程が決まっているなら開催前に、区報で開催案内を告知できると思うが、いかがか。	各委員の日程調整や議題等がまとまり次第、区ホームページで開催時期をお知らせいたします。
241	-	-	厚生委員会に基礎調査報告書が報告された際、詳細版ではなく簡易版が議会資料とされた。厚生委員会への報告の際は詳細版を出していただきたい。	ご意見として承ります。なお、基礎調査報告書の詳細は区ホームページで公開しております。
242	-	-	【素案の書き方・掲載方法】 一般相談の実施数を明記していただきたい。	ご意見として承ります。
243	-	-	品川区の障害者グループホーム利用者は総数 269 人で、うち区内施設 86 人、	計画が複雑すぎて区民の方に分かりづらくなならないよう、数値等はできる限り簡

			都内施設 123 人、都外施設 60 人。施設入所者は総数 292 人で、うち区内施設 119 人、都内施設 45 人、都外施設 128 人。就労継続支援 B 型利用者は総数 374 人で、うち区内施設利用者 268 人、区外施設利用者 106 人であると聞いた。大磯町の素案では、通所施設やグループホーム、入所施設の利用状況を、町内施設と町外施設で分けた数値で示している。地域移行を進めていくのであれば、品川区でも同様に示す必要があると思うが、区の見解は。	潔な表記に努めております。地域移行については、施設利用者の実態調査をもとに着実に進めてまいります。
244	-	-	冒頭 p3 に SDGs について記載されているが、ここにしか記載がなく取ってつけた印象がある。板橋区の素案では、各事業に対し SDGs の該当マークを表示している。品川区でも必要ではないかと思うが、区の見解は。	SDGs の 17 の目標のうち、本計画における大半の取組は目標 3 の「すべての人に健康と福祉を」に該当します。そのため、同じマークが連続して見にくい状態を避けるため、マークを用いないことにいたしました。
245	-	-	新宿区や大磯町の素案では、障害児の状況として、特別支援学級や通級の在籍児童・生徒数と特別支援学校在籍者数の推移をグラフで示している。品川区では実態調査の詳細版 p194 に 3 年前との比較のみだが掲載されている。インクルーシブ教育の推進をはかるなら、品川区としても計画本編でその状況をグラフで示すべきではないかと思うが、区の見解は。	計画が複雑すぎて区民の方に分かりづらくなれないよう、数値等はできる限り簡潔な表記に努めております。ご意見につきましては、今後の参考として承ります。
246	-	-	豊島区の素案では、共同生活援助の区内事業所定員数を併せて示している。地域生活の継続のためには、他自治体ではなく区内のグループホームに入れることが大事。区内の定員数を示す必要があると思うが、見解は。	資料編の事業所一覧 (P148~P149) にグループホームの定員を記載しました。
247	-	-	墨田区の素案では、工賃の実績及び必要量の見込と平均時給額の実績を出している。品川区でも示す必要があると思うが、区の見解は。	平均工賃の実績は、東京都が公表しております。工賃向上を含め、利用者個々のやりがいや生活の質の向上なども含めた取り組みを推進するため、計画には掲載しません。
248	-	-	計画本編を検索すると「充実を図ります」が 31 回も出てくる。ずいぶんワンパターンというか通り一遍な表記ではないかと思うが、区の見解は。	ご意見として承ります。
249	-	-	品川区の計画の伝統芸だが、「検討を進めます」「検討を進めていきます」「検討を行います」が多すぎる。3 年間かけて検討して終了なのか。	事業を効果的・効率的に進めるため、事業検討は必要不可欠です。協議・検討後に実施できるものは速やかに取り組んでまいります
250	-	-	支援の質について。区内の生活介護での活動は「ドライブ・カラオケ・DVD 観賞」が多いと聞く。「創作的活動・生産活動の機会の提供」も生活介護の役割。そこを充実させていく意向について	利用者の声を踏まえて、区立の生活介護の活動内容の充実を図ってまいります。

			て区の見解は。	
251	-	-	品川区立障害児者総合支援施設「ぐるっぽ」にある子ども発達相談室について。①現在初回面談は何人待ちなのか。②今までも最も多かったときで何人待ちだったのか。③初回面談待ちを改善するためには何を考えるか。	初回の電話相談時にお話を丁寧にお聞きするとともに、面接の受付件数を増回する等の対応により、初回相談でお待ちいただくことは解消しております。
252	-	-	品川区のパブリックコメントのページには「制度の概要」として「区民意見公募手続（パブリックコメント）とは（中略）いただいたご意見とそれに対する区の方考え方を公表する制度です」とあるのに対し、前回の計画のパブコメでは「ご意見として承ります」の回答が78件もあった。パブリックコメントは「区民意見公募手続」であるので、こちらは当然意見として送付している。「いただいたご意見とそれに対する区の方考え方を公表する制度」としている以上、「ご意見として承ります」のみでは不十分であり、意見に対する区の方考え方を公表することが必須ではないか。それについての見解は。	ご意見、ご質問については、庁内調整や議会報告等が必要となるため、即答できない場合もございます。
253	-	-	計画策定後に説明会を実施していただきたい。「わかりやすい版」だけでは障害のある方にはわかりにくい。①実施しないなら、なぜしないのか。②他区では実施しているが、なぜ品川区では説明会は不要という考えなのか。区の方考え方を示していただきたい。	ご意見として承ります。
254	-	-	前期計画の「わかりやすい版」が、せっかく作っていただいているものなんだが、いまひとつわかりやすくなかった。世田谷区版が良かったので、わかりやすい版についても他区のものを参考とし、計画策定委員会できちんと協議していただきたいと思うが、これについての区の方考え方は。	ご意見を踏まえ、わかりやすい表現に努めてまいります。
255	-	-	品川児童学園の子ども発達相談室の初回相談待ちの「期間」について。①現在初回相談は何カ月待ちになっているのか。②これを解決するための区の方考え方は。	初回の電話相談時にお話を丁寧にお聞きするとともに、面接の受付件数を増回する等の対応により、初回相談でお待ちいただくことは解消しております。
256	-	-	品川区では成人対象の日中一時支援がなく、生活介護で延長サービスを実施している。しかし区のホームページを見ても、どの生活介護事業所で延長サービスを行っているのかがまったくわからない。①どこの事業所で、何時まで、利用料金はいくらになっているのか。②生活介護の延長サービスの利用実績を計画に示していただきたい。	令和6年障害福祉サービスの報酬改定に向け、既存の障害福祉サービスにおける延長加算の見直しが検討されており、実績と今後のサービス提供を比較することは困難となる見込みです。障害福祉計画ではなく、区ホームページへの掲載等による周知が適切と考えています。

257	-	-	品川区には「精神障害者地域生活サポート 24 事業」や「精神障害者交流スペース『憩いの場』」「精神障害者地域生活安定化支援事業『ソル』」などの独自事業があるのに、計画本編ではまったく触れられていない。「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の体制づくりにも関わってくる事業ではないかと思うが。前期の計画でも同様だったが、なぜ本編で言及しないのか。	P119 のとおり、今期の主要テーマ「施策の柱 3 障害福祉サービス等の充実（４）精神障害に対応した地域包括ケアの推進」に当該 3 事業を追加しました。
258	-	-	①「知的障害者地域生活サポート 24 事業」や「発達障害・思春期サポート事業『ら・る一と』」など、区がお金を出している独自事業があるのに、資料編に載るだけで、本編でまったく触れないのはなぜか。②区もあまりこれらの事業を広報しない。使ってほしくないのか、知られたくないのかと思ってしまう。区ホームページで調べても数行のみの記載で、あとは要綱が載っているのみ。これらの事業の今後の周知・広報についての区の考え方は。	①発達障害・思春期サポート事業「ら・る一と」は P110 に記載しております。事業名は分かりやすいように「ら・る一と」を追記しました。 ②利用希望者に対して、広く周知に努めてまいります。
259	-	-	内容が非常に多いので、出来れば、「説明会」を開催して頂き、簡潔に纏めて頂きたいです。その際に如何しても「説明会」は区役所の存在する大井町近辺に限られるのが、やむを得ないと、お考えかとは思いますが、私自身、超高齢者（現在：76 歳）なので、出来れば会場は、武蔵小山荏原第一区民集会所・第一集会室を考慮して頂ければ、幸いです。	ご意見として承ります。なお、計画については本編だけでなく、計画内容を分かりやすく記載した「概要版」、「わかりやすい版」を作成します。
260	-	-	西大井福祉園の職員の皆さんにご協力いただきながら、元気に通園させていただいております。ありがとうございます。 先日の第一回グループホーム開設にむけての相談会にも参加させていただきました。地域で自立した生活ができる場所を切に希望いたします。遠方ではなく、地域にこだわります。 G・H などの箱物の充実に合わせて、訪問系、特に重度訪問介護の充実は、必須です。重度訪問介護の人材育成、人材確保にご尽力いただきたいと思います。 森沢区長のマニフェストに賛同し、一票を投じました。大いに期待しているところです。 古希を迎えました。元気なうちに、息子が、地域で豊かに暮らしていける場所を見届けたいです。どうぞよろしくお願いします。	区では地域で障害者が安心して暮らせるよう、グループホーム整備を推進しています。また、訪問系サービスは重度障害者の暮らしを守るため欠かせないサービスのため人材確保・人材育成に努めてまいります。

261	-	①3章施策の方向性の1番に、自己決定支援があげられているが、情報提供の方法、支援者の研修等具体的は方策がうかがえない。読み書きができずとも、あらゆる生活の場面で当事者が選択するための情報が常にわかりやすく提供されることが重要。2013年被後見人の選挙権が回復されたことは当事者の大切な権利と受け止め、私がかかわるグループホームでは入居されている方の投票行動支援を続けてきた。当事者の選択、意思決定について毎回学ぶことが多い。支援者に自己決定支援に向けた研修養成プログラムなど必要ではないか。 ②同時に、選挙活動への参加も選挙管理委員会との検討と合わせて取り組みの柱に入れてほしい。 ③グループホームへの施策が喫緊の課題としてあるが、これまで比較的自主的に行動できる方の利用が多かったように思う。誰もが住み慣れた地域で暮らすことを目指すのであれば、常時支援が必要な障害の重たい方のグループホーム利用も当然考えるべきである。しかしながら、現在の職員配置基準では、当事者目線の支援、人権保障、虐待防止の観点からも困難さがある。常時複数職員の配置など、区独自で可能なバックアップ体制をうたってほしい。また地域での暮らし方に、重い障害のある方も「一人暮らし」の選択を可能にするため重度訪問介護制度の利用者利用量の拡大をめざし、地域での様々な暮らしを支えるための人材育成もおこなうべきである。 ④今期の主要テーマの一つにインクルーシブ教育の推進とある。教室は社会の縮図である。教室には、障害の有無、ジェンダー、外国籍の子など様々な背景を抱えた子供たちがいてこそ、共に学び、共に生きることにつながる。地域に暮らすどの子も地域の学校で学ぶことが大切。支援学級や支援学校と分けられた環境は「自分とは別の空間で学ぶ人」と受け止めてしまう。まずは皆が地域の教室でともに学ぶことを前提とし、子供それぞれに応じ必要な個別教育支援を、人権に配慮し柔軟にかつ注意深く行うことが望ましい。 ⑤感想であるが、サービス全体の支給量が他区や市部と比較して少ないよう	①意思決定支援については、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の周知や、福祉カレッジにおける研修を実施しており、今後も取組を継続する予定です。 ②障害者の選挙への参加を促進するため、関係団体のご意見も踏まえ、引き続き投票所におけるわかりやすい案内、丁寧な対応等、投票しやすい環境の整備に努めてまいります。 ③常時支援が必要な障害者が利用できる障害者グループホーム（出石つばさの家）の整備に取り組んでおります。人員基準は厚生労働省の省令に定められておりますが、区立の障害者グループホームでは都条例で定める人員基準を上回る職員配置をしています。また、人材育成では介護職員初任者研修を実施し、ヘルパー育成に取り組んでいます。次年度は区独自の支援策により、ヘルパー人材の定着に努めていく予定です。 ④同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、連続性のある「多様な学びの場」を用意してまいります。個々の支援については、学習支援員や介助員などの配置を行っております。今後も充実に努めてまいります。 ⑤見込量は過去の利用実績に基づき、統計学的に算出した推計値となります。見込量はサービスの利用上限を定めるものではなく、利用量が見込量を上回る場合もございます。
-----	---	--	--

		に見受けられる。また実施されたアンケート内容は不明であるものの、地域での生活、グループホームや一人暮らしや日中活動の場、働く場などがより具体的にわかりやすく紹介されれば「今いる施設で暮らしたい」が 37.5% はもっと少なくなるのではないかと思った。	
262	-	私は、2 年半前に品川区から世田谷区に転居しました。それまで 70 年間品川区に住んでいました。 長男は知的障がいがあり、叔父叔母と品川区の自宅で暮らし福祉施設に通所しております。 長男のような障がいのある人にとって長年住み慣れた地域で暮らす事は、健全な人以上に大きな土台なのです。 以前から親が高齢化して病気や片親になった時に初めてグループホームや施設に移られる方をたくさん見てきました。 限界まで親は頑張らねばなりません。近隣の区の親御さんにきくと希望すれば 30 代からグループホームに入り仲間と自立した生活を送れるとのこと。衝撃です。 福祉計画の立案のため将来の見込み量は重要です。 加えて福祉サービスが本人を中心にして環状に途切れなく取り囲む、まさに円滑なサービスであることを強く希望します。 具体的な例としてグループホームに入るか入らないかを決めるにはミドルステイなどの体験がプロセスとして必要です。 この体験ができません。体験できる場が量的にあまりにも少ない。したがって足踏み状態です。 丁寧なプロセス作りをお願いします。 それから居宅介護サービスの拡充を希望します。 長男は、朝自宅で通所前の 1 時間は 1 人となる日があるため週 1 回このサービスを受けています。 特に冬場は暖房器具をつけるので危険です。 この居宅介護サービスを申請するにあたって相談支援センターから人手不足のため自分で探してください。と頼まれた事はショックでした。 居宅介護サービスの拡充をお願いします	ご指摘いただいたとおり、本区では障害者グループホーム整備が喫緊の課題となっており、「品川区立出石つばさの家（令和 6 年度開設予定）」、「（仮称）小山七丁目障害者グループホーム」（令和 7 年度開設予定）」等の障害者グループホームの整備を進め、令和 3 年度末の障害者グループホーム定員数を基準として、令和 8 年度末までに合計 100 人分の定員増を目標に整備に取り組んでまいります。 なお、「品川区出石つばさの家」では障害のある方が家庭を離れての暮らしを体験できるよう体験利用の場を設けます。 また、居宅介護につきましても引き続き、人材確保・人材育成に努めてまいります。

			す。以上です。	
263	-	-	目標を「検討する」にするのはやめていただきたい。3年かけて検討のみするのか。区は障害福祉計画推進委員会で、『「検討する」との目標に対し、検討したので目標達成」という資料を堂々と出してくる。恥ずかしくないのか。	事業を効果的・効率的に進めるため、事業検討は不可欠です。協議・検討の終了後に実施できるものは速やかに取り組んでまいります。
264	-	-	福祉計画のなかに取り入れていただけますことを切望しております。宜しくお願い致します。 ①《インクルーシブ教育について》 ※普通級の中に、発達障害児（グレーゾーンも含める）のクラスを設置していただき、専門的な教育をしていただきたいです。 発達障害児が親の手を離れて、学校生活を送るためには、発達特性に合った環境を作り上げなければなりません。人に対してのこだわり、儀式的のこだわり。音へのこだわり、給食へのこだわり、ただのわがままととらえられてしまうようなこだわりなどなど沢山のこだわりに対応しなければなりません。他の生徒や先生方に大きな負担をかけずに、対応できるのでしょうか。それらができないと発達障害児の問題行動や、不登校につながることでと考えられます。小学校の間だけでも、発達障害児（グレーゾーンも含める）のクラスを設置していただき、専門的な教育をしていただくことができれば、学級崩壊も防ぐこともできるのではないかと思います。 《大人の発達障害に対する支援について》 ②＜相談支援＞ ※18歳以上の発達障害者本人や保護者、支援者が気軽に相談できる施設を作って頂きたいです。 発達障害者が、生きずらさを感じた時や、これからの人生をどうすべきか、人間関係や就労など、発達障害をもっているからこそ生じる悩みなどについて、相談とカウンセリングをしていただける施設を作って頂きたいです。そして、発達障害者支援センターとつながり、具体的な支援の相談ができるようになることを望みます。 ③＜入居施設と自立への支援システム作り＞ ※仕事はしているが、差別や収入等の	①発達障害等がある児童・生徒に対しては、各学校「特別支援教室」を設置しており、週に1日程度決まった時間に訪問指導教員から指導を受ける仕組みとなっています。 また、中学校・後期課程では2校で自閉症情緒障害特別支援学級を設置しています。小学校・前期課程では、令和6年度から1校で自閉症情緒障害特別支援学級を開級します。新たな学級の新設については、今後も、就学人口の推移や学校の施設の現状等を踏まえながら検討してまいります。 ②③品川区立発達障害者支援施設「ぷらーす」内に発達障害者成人期支援事業「リクト」を行い、居場所や交流の場、就労等の専門相談を受けています。引き続き、発達障害者の支援の充実に努めてまいります。

			理由でアパートを借りられない人。ひとりで生活するのは困難な人。生活や精神面で一部支援が必要な人が利用できる入居施設をお願いします。 発達障害に理解のある支援者が食事、洗濯、掃除などの支援と指導をしてくださり、結果、地域で一人暮らしができるようになってからも、支援と相談をしていただけるようなシステムを作って頂きたいです。	
265	-	-	事業所対象の実態調査（問16）に「放課後等デイサービスへの需要が大変あり、品川区内で新設したいのですが、家賃などが難しく難航しています」との意見があった。①医ケアの不要な障害児の放課後デイ事業所開設にも補助が必要ではないかと思うが、区の見解は。②補助がなくても新規開設は継続的に見込めるという考えか。	家賃等の件は、放課後等デイサービスの事業所に限らず、区内の全事業所について共通します。放課後等デイサービス事業所は、年2～3か所ずつ開設しており、現在、補助は考えておりません。
266	-	-	放課後等デイサービスについては、幅広いサービス提供事業者の参入の促進に加え、サービスの質の向上も必須。 ①質についてはどう担保していくのか。②以前、地域自立支援協議会で大塚前会長が「株式会社が運営しているなら、事業所連絡会はよりいっそう必要」と強く仰っていたが、放課後デイの事業所連絡会は現在年に何回開催しているのか。	①②事業所連絡会については、年に2回実施し、放課後等デイサービス事業所等も含め、児童や相談に関係する事業所がそれぞれの支援内容に等について情報共有を図っています。引き続き、事業所連絡会等を活用し、各事業所のサービスの質の向上を図っていきます。
267	-	-	もっとどれに当たる支援なのか具体例や予定している事を記載してほしい。生活介護と就労B型の中間的な生活介護（賃金は少なくとも出る）が欲しい。品川区にはそういう施設がない。生活介護にいても軽作業・働くことが好きな人もいる。学校からいきなり何もないのは今までのリズムや意欲を崩してしまい二次障害の引き金にもなるのではと心配がある。またこういう施設があればB型へ無理に目指さなくてもいいし、練習や意欲を高めてからB型に挑戦する目標になるのではないかと大人の日中一時や重度の人のサークルも作って欲しい。若い時は体力気力が余る。発散できることが大切ではないかと思う。 強度行動障害は二次障害だと聞くので、予防は大切ではないかと思う。短期入所に送迎は有りで。地域生活拠点サービスのイメージの図のように使えるのか早めにレクチャーして安心を図って欲しい。今回の地震でやはり障が	令和9年度に小山台国家公務員宿舎跡地に生活介護、就労継続支援B型の開設を予定しています。こちらの就労継続支援B型では、生活介護と連携した支援を検討しています。 日中一時は、生活介護や訪問系サービス、短期入所、地域活動支援センター等の障害福祉サービスをご利用いただければ幸いです。 強度行動障害については、P79に記載のとおり、令和8年度末までに強度行動障害の支援ニーズを把握するとともに、地域の関係機関が連携した支援体制の検討をおこない、検討結果に基づいて整備を進めます。 災害対応についてはP126に記載のとおり、整備に努めます。

			い者の避難所への避難が難しいようです。障がい者が安心して避難できる体制を整えておいてください。	
268	-	-	計画策定の根拠となる「アンケート」の対象者のうち、「障害児」については「障害福祉サービス利用者」とのことである。障害児のうち、大多数を占めるとされる発達障害児の多くは愛の手帳の対象外であり、また放課後等デイサービスなどの障害福祉を利用していない。それらの児やその保護者は意見を聞かれる機会がなかったため、大多数の発達障害児およびその保護者のニーズが今回の計画には反映されていないが、そこをどのように区として今後補填するつもりなのか？ また今回の素案には「発達障害」という文言がアンケートの障害種別を含めても10カ所程度しかなく、内容的にも非常に薄いものになっている。これでは障害全体の多数を占める発達障害の支援の方向性や具体的に何をやっていくつもりなのかが全く見えてこない。他自治体では「発達障害福祉計画」を別途作成している。品川区でも別途発達障害に特化した障害福祉計画を作成すべきと考えるが、区として取り組む姿勢があるか？ さらに港区では「発達障害支援連絡協議会」を設置し発達障害者(児)及び発達支援が必要な人への支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関することや、発達障害者(児)及び発達支援が必要な人に関する施策の推進について必要な連絡調整に関することなどを高度な専門家委員とともにやっているが、品川区でも発達障害者支援連絡協議会を設置する用意はあるか？	障害児通所支援受給者証所持者以外の発達障害児の把握は困難です。ただし、発達障害児とその疑いがある子どもの大半は障害児通所支援を利用しており、今回のアンケート調査対象となっており、利用者ニーズを踏まえた内容であると考えております。 また、「障害のある子どもの支援」では障害種別の記載はしておらず、計画の各所に発達障害児への施策を盛り込んでおります。 現時点では発達障害支援に係る協議会の設置は検討しておりません。
269	-	-	障がいのある子どもたちへの支援について、ぜひ区が介助者を派遣するなどお願いしたいです。アンケートでは母親、父親が第一、第二介助者となっています。家庭で介助で倒れないようにする、また障がいがあっても分け隔てなく自己実現ができると子どもが思えるよう。また思春期の子どもでは保護者と離れたと思うのが当たり前ではないでしょうか。 インクルージョン教育に取り組む(63ページ)については、教職員の研修、教育環境の整備もありますが、何より子ども一人ひとりの障がいという「個	①現在、区立学校では、安全確保や身辺介助が必要な児童・生徒に対し、介助員の配置を行っております。引き続き充実に努めてまいります。 ②計画策定は品川区障害福祉計画等策定委員会を中心に進めておりますが、障害当事者の方にもご参加いただいております。委員会に不特定多数の方にご参加いただくことは会議運営や意見集約のうえで難しいと考えております。

			性」に丁寧に対応できる人の確保が重要です。ぜひ十分な人を学校に補充してください。 また、様々な会議に多くの当事者(本人、保護者)が参加し意見が言えるようzoom やチームスなど活用する、開催時間や場所、通知方法を工夫するなどお願いしたいです。 最後に、品川区は障がい者の地域移行に消極的ではと思われる数字もありますので、そちらも修正していただければと思います。	
270	-	-	計画の策定委員会では、委員からの意見・要望に対し事務局がはっきり答えられないシーンが散見される。要望のようにできるのならできると答え、できないならできない理由を述べるべき。即答できないなら「あらためて〇日頃までに回答する」と申し述べるのが社会人のルールでは。委員に言うだけ言わせておいてスルーしているように見えてしまう。	ご意見、ご質問については、庁内調整や議会報告等が必要となるため、即答できない場合もございます。
271	-	-	発達障害の特性をもつ子どもを育てています。 子どもが小学生の頃から、品川区の発達障害・思春期サポート事業を利用しており、大変助かっています。本当にありがとうございます。 品川区障害児福祉計画(素案)を読ませていただきました。子どもの人口が減少する中、「発達障害」と呼ばれる子どもは増え続けていると言われているにも関わらず、素案の中に発達障害というワードすらほとんどなく、大変残念な気持ちになりました。 文中で支援体制の充実などが書かれていましたが、私が利用している団体では、本当は問い合わせされた方の相談を受けたいが、やむを得ず何カ月も先の相談予約になってしまう、と聞いています。 どこに相談したらいいのかわからない中、ようやくたどり着いた先で、何カ月も待たなければならない、という状況を一刻も早く改善して欲しいです。 ぜひとも支援体制の強化をしてもらえるよう、切にお願いいたします。 また、一昔前に比べ、発達障害という言葉聞いたことがある人は増えていますが、発達障害のある子どもや、その保護者への理解、支援は依然足りていません。	①「障害のある子どもへの支援」に関する部分は、障害種別ごとの記載でないため、分かりにくいと思いますが、多くが発達障害児に関わる内容となっております。現在、児童発達支援センターは「品川児童学園」1か所ですがP122に記載のとおり、令和7年度、令和9年度にそれぞれ1か所ずつ児童発達支援センターを開設し、発達障害児への支援の充実を図ります。 ②発達障害の理解・啓発については、校長連絡会や初任者研修等の年次研修、各学校の特別支援教育を推進するコーディネーター向けの研修をはじめ、様々な機会を捉えて実施しております。引き続き、一人一人の子供たちを大切にできるよう、人権教育の機会等を含め、教員の指導の充実に努めてまいります。

		・学校の先生が発達障害の特性がある子どもに対して、授業中に怒鳴って子どもを指導する。 子どもに対して「教室から出ていけ」等の暴言を吐く。 ・クラスの保護者たちが、発達障害の特性をもつ子どもの保護者に対し、親の心を傷つける心無い言葉を言う。 ・言われた保護者がストレスを感じ鬱になり、人との関係が築けなくなり孤立する。 これらはすべて、知人が経験したことです。 周囲の大人が発達障害の特性があるお子さん、その保護者のことをどう理解し、支援したらいいのか。とても大切なことだと思いますが、現実は大変厳しいです。 発達障害がある子どもを育てている親の声や、実際にそういった親子を支援している団体の方などの声にもっと耳を傾けてもらえたら、この素案もより良いものになると思います。 今後、もっとよい計画書ができることを期待しています。	
272	-	障害者の当事者（発達障害）として思うのは、品川区の障害福祉政策は典型的な施設任せのタイプに感じます。障害者には色々います。身体・精神（発達）・知的。障害者と見た目では分からないのもあります。僕はまさにそうです。障害者と言うと驚かれます。当事者として品川区に対して、①障害という表記を改める（害という漢字の使用を法律などに付随する上で仕方なく使用する物以外については「がい」もしくは「碍」としてほしい）、②障害者の当事者区民の方々がもっと関われる計画・政策の実施（これは障害福祉に限らず、子育て政策などにも言えますが）、③金銭的な支援の拡充（区独自に上限を設けた上での医療費の一部負担、公立施設の利用料の免除等）を提言したいです。私は以前豊島区に住んでいましたが、豊島区は障害者政策については充実していました。就労支援も区職員が行っており、区としての姿勢に誠意を感じました。是非とも品川区も子育て世帯だけでなく、障害者世帯やそれ以外の世帯それぞれに対して優しさ・真心を持った政策・姿勢を示してほしいです。	①過去、国の障がい者制度推進本部会議において、表記について検討を行いました。がどの表記にするか決着がつかず、当面、国は「障害」の表記を用いることになりました。国の基本指針、法令で「障害」の表記を用いており、計画内に「障がい」、「障碍」と併記することによる混乱を避けるため、「障害」の表記に統一しました。 ②障害福祉計画等策定委員会では公募委員として、障害当事者の方にもご参加いただいております。障害当事者の方の思いやご意見を伺うことが出来て大変参考となりました。引き続き、障害当事者の参加機会の確保に努めてまいります。 ③障害の種別・等級、年齢など要件はありますが、事業によっては所得制限の撤廃や利用者負担金を無料化し経済的負担の軽減を図っております。引き続き、障害者施策の充実に努めてまいります。

273	-	-	放課後デイサービスを無償化するべき。児童発達支援だけ受けてその後の支援は有償であると、経済的理由から支援を縮小しかねない。成人するまでの継続的支援をすべきである。学校の通級の1年上限を撤廃すべき。上限設定は子供理由ではなく、単に受け入れ側の理由とを感じる。支援が必要な子の、習い事費用をサポートすべき。集団での習い事が難しい場合、マンツーマンで特別にかかる費用や、集団であっても加配に必要な費用をサポートしてほしい。支援が必要な子は、どこでもの受け入れも難しく、移動にも負担がかかる、放課後デイサービスではプラスアルファの習得は難しく、定型発達の子が皆習うような英語や音楽系、水泳等、負担なく受けられる事は大いに意味があると思う。	無償化につきましては、国や都の動向を注視していきます。また、習い事への費用補助につきましては、今後の施策を考える上での参考にさせていただきます。教職員への研修については、校長連絡会や初任者研修などの機会を捉え、今後も継続して理解・啓発できるように努めてまいります。
274	-	-	区立保育園児の母です。 未就学児の生活にもっとサポートを検討して頂きたいです。 子供に繊細なところがあり、団体活動が難しい事があります。就労のため保育園に通っていますがイベントのたびに練習や団体行動が増えて登園できなくなっています。5歳まで続くお昼寝も寝ない子にとっては苦痛が大きいようです。遊ぶ場所や内容、時間も細かく制限が多く、さまざまな場面で子供に選択権が無いように感じます。もちろん、運営上・人間的に仕方がない部分はあると理解はしています。 指示をなんでも受け入れられる子なら過ごしやすいと思いますが、動きについていけない、拒否を起こしてしまうような子はそのカリキュラムについていけない事で注意を受ける機会も多く、傷つき、園を拒否するようになってしまいました。 イベント、お昼寝、外遊びなど様々な活動を、本人の意思で選択して、非参加の場合でもしやすい環境を作って欲しいです。 保育士の皆様にも、参加する事だけが正解なのではないと認知をして頂きたいです。カリキュラムに沿った行動が出来ないと劣等感を感じるようだと言え、相容れない子供が必ず出てきますし、本来の保育園の存在意義である保護者の就労に大きく差し障ります。 小学校普通級の教員の方々は発達グレ	保育の展開にあたり、お子様一人ひとりの発達の状況や日々の状態によっては、指導計画にとらわれず柔軟に保育を行ったり、お子様にとって最もふさわしい保育内容を保護者様と相談したりしております。そのため、保育園職員対象に、区として研修の機会を設け、また各園に対して必要に応じて心理職が巡回し支援をするようにしております。お子様が発達してきた過程や心身の状態を把握するとともに、一人ひとりの興味・関心に応じた関わりと集団の中の一員としての関わりの両面から、保育の展開をしております。教職員への研修については、校長連絡会や初任者研修などの機会を捉え、今後も継続して理解・啓発できるように努めてまいります。

		一児の認知や勉強の機会があるようにレポートで見受けられましたのでぜひそこは引き続き強化をお願いしたいです。 インクルーシブを進めていくとの事です。ので支援の必要な子供の多くは普通級に存在するという前提で考えると、担任を持てば必ず直面する事になると思います。グレーの子供と上手く接するにはそのための知識が必要で、学校運営の方々には、言葉選び、話し方、環境づくり、理解する姿勢など、ぜひ幅広く知って頂きたいです。不登校になりやすい傾向もあると思いますので、知識は先生方の助けにもなると考えます。	
275	① 3 ② 3	① 3 ② 3 ①相談支援事業所の質について 事業所によりバラツキが大きく、育成会でも問題提起されていますが一向に向上されている様子がないです。放デイなどの事業所への計画書の送付や受給者証の発行手続きも怠慢で遅れている場合もあり、業務が適正に運営されているのか大きな疑問を感じます。その反面、区役所は放デイや児発の新規受給者をセルフではなく相談支援事業へと促しています。なぜセルフを勧めずに相談支援事業所とのエンゲージメントを推し進めるのにも関わらず、相談事業所や相談員質の担保や評価査定を行わず放置しているのでしょうか。 ほとんどの相談支援事業所は電話やメールでやり取り、もしくはそのような手続きもなく数年経過することもあります。利用者と社会資源との調整役をせずほったらかしという印象を持たれても仕方ないのではと思えるほどです。 ここ数年同じような意見を育成会でも議題に上がっていますが、遅々として進まないのは区役所としてメリットが無いと判断しているからでしょうか。区独自の研修会やルールを設けて、円滑な運営に繋げて頂きたいです。 ②文化芸術活動・スポーツ等の振興について 外部講師を招聘するのでしょうか。決してボランティアに依存することなく費用含め適正な報酬を講師陣やスタッフの方々にお支払い頂き継続活動して頂きたいです。障害福祉の文化活動は	①相談支援事業所が適切に運営されるよう、令和5年11月、区内相談支援事業所の相談支援専門員を集め、運営基準・人員基準・設備基準等に関する集団指導を実施しました。このような取組を通じて、相談支援事業所の運営の改善に努めてまいります。 ②軽度の知的障害がある方の自律的な余暇活動を支援するための日曜サークル（青年・自主・成人）3コースの運営を障害者の活動支援に理解と関心を持つ方に委嘱しています。これは有償ボランティア（スタッフ）です。また、年に2回、外部講師を招いて、スタッフの研修会を実施し、スキルの向上に努めています。 パラスポーツ体験等事業の講師・スタッフへの報酬については、事前に講師や競技団体と協議を行い、適正な報酬を支払っています。今後もパラスポーツ体験等事業を通じて、パラスポーツに親しみ、知る機会を提供することで、パラスポーツへの関心を高めていけるよう努めてまいります。

			善意としてボランティアや無償が前提となっているケースが少なくありません。さらなる文化醸成において相応のコストを費やして然るべきだと強く考えます。ボランティアだけに依存してはいつまでたっても振興はおろか、質の高い講師の招聘は困難です。何かしらメリットを数点掲げて募集すべきです。	
276	-	-	策定委員会に障害者団体と記入がありますが、区内には、登録している障害者団体は13ありますが、いくつかの団体は策定委員会に参加できませんでした。なぜ、参加できる団体と参加できない団体があるのでしょうか。策定にかかわった団体の会員数の合計は、全障害者の5%に過ぎません。次期からは、策定委員会には、全団体が参加するようお願いします。同様に、地域自立支援協議会も、同じ団体のみで構成されていますが、こちらも全団体にしてください。	区に登録している障害者団体以外にも多くの地域で活動している障害者団体があると認識しています。また、ご指摘のとおり障害者団体に参加していない障害のある人も多くいます。そのため、計画策定に際して、多くの障害のある人にご協力を得てアンケート調査を実施して、様々なご意見・ご要望をいただいております。地域自立支援協議会については、障害者団体も含めて様々な方にご参加いただいておりますので、ご意見については、参考とさせていただきます。
277	-	-	計画（素案）のパブコメは実施していますが、素案の説明会はしていません。これだけ、ボリュームもあるし、制度は複雑になっていますので、策定後でもよいですので、区民対象の説明会を開催してください。計画推進には、区民の協力が必要だと思いますが。 団体ヒアリングでは、職員の同席はなく、コンサルだけが意見を聞きます。そのため、質問をしても、何も答えられず、伝えておきますとなります。今回も、職員は同席しないということで、事前に質問を送りましたが、すぐに回答できないということで、ただ、意見を聞くだけなら、休みを取ってまでヒアリングの時間を取れないので（ほぼ全員が働いていますので）、文書で送付することにしました。ヒアリングには、職員も同席し、その場で質疑応答ができるようにしてください。	説明会については、ご意見として承ります。障害者団体ヒアリングでの職員同席については、今後、検討いたします。
278	-	-	計画の推進状況について、推進状況の検証や分析・評価を行っています。こちらも、HPに掲載するだけでなく、区民対象に説明会・意見交換会を実施し、情報の共有化を図ってください。	ご意見として承ります。
279	-	-	3年間のアクションプランなのに、工程表（整備スケジュール）がありません。品川区は、1か所の整備に10年近くかけています。これでは、多くの	今後の施設整備の概要については、本計画のコラムに掲載いたします。施設整備は建設用地の確保が前提となりますが、現時点では計画的に適地を確保

		重度障害者は、利用する頃には亡くなっています。これまで、品川区は、予定を立てずに、行き当たりばったりで事業を実施してきており、成果が現れず、いつまでたっても、23区最低の福祉自治体から脱却できません。どうして、整備計画をたてないのか、合理的な理由を説明してください。大田区の整備計画がHPに掲載されていますので、見てください。	することが困難であるため整備計画を策定しておりません。
--	--	--	------------------------------------